【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2019年8月23日提出

【発行者名】キャピタル・インターナショナル株式会社【代表者の役職氏名】代表取締役社長 トーマス・クワントリル

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル

 【事務連絡者氏名】
 原田 伸健

 【電話番号】
 03(6366)1000

【 届出の対象とした募集 (売出) 内国投資 キャピタル世界株式ファンドNF

信託受益証券に係るファンドの名称】 キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

本書は、EDINETのファンドコード「G12936」(キャピタル世界株式ファンドNF)と、「G13073」(キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替へッ

ジ))を統合したものです。

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(2019年8月24日から2020年2月28日まで)

信託受益証券の金額】 キャピタル世界株式ファンドNF

1兆円を上限とします。

キャピタル世界株式ファンドNF (限定為替ヘッジ)

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

キャピタル世界株式ファンドNF

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

- ・上記ファンドを総称して「当ファンド」、「ファンド」または「キャピタル世界株式ファンドNF/NF (限定為替ヘッジ)」ということがあります。また、各ファンドを「当ファンド」または「ファンド」とい うことがあります。
- ・キャピタル世界株式ファンドNFの略称として「世界株式NF」という名称を用いることがあります。キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の略称として「世界株NFH」、「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社(以下「委託会社」ということがあります。)を 委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」ということがあります。)を受託者とする契約 型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

継続申込期間:各1兆円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

(4)【発行(売出)価格】

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、当ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権 1 口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、キャピタル世界株式ファンドNFは「世界株式NF」、キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)は「世界株NFH」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capital group.co.jp

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、後記「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間:2019年8月24日から2020年2月28日まで

・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

(9)【払込期日】

継続申込期間において取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの 販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座)に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額(発行価格×取得申込口数)です。

(10)【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

・販売会社につきましては、前記「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

当ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)口座にかかる契約(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。)等の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は、販売会社にSMA取引口座を開設する等の一定の条件を満たした者に限られます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により各1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資対象ファンド

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券 キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)・・・新興国を含む世界各国の株式等に投資を行ないます。

キャピタル世界株式 ファンドNF

追加型証券投資信託 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)・・・ わが 国の短期債券等に投資を行ないます。

実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)を高位に維持することを基本とします。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券 キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラス Ch-JPY)・・・新興国を含む世界各国の株式等に投資を行ないます。

追加型証券投資信託 日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)・・・ わが 国の短期債券等に投資を行ないます。

実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)を高位に維持することを基本とします。

投資形態 ファンド・オブ・ファンズ





ファンドごとに異なる限定為替ヘッジの有無

限定為替ヘッジの有無

キャピタル世界株式 ファンドNF

実質的に対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動による影響を受けます。

キャピタル世界株式 ファンドNF (限定為替ヘッジ) 原則として実質的な主要通貨建資産については主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。主要通貨建以外の資産については為替取引を行なわないため、為替変動の影響を受けます。

<ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。>

世界各国の株式を主要投資対象とします。

主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。

複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制(運用プロセスの概念図)



- *1 リサーチ・ボートフォリオとは、ボートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。
- *2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行なう運用統括責任者。
- *3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守撤底を図っています。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)は、原則として対円での為替へッジを目的とした為替取引を行ないません。キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)は、原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

商品分類

商品分類表

キャピタル世界株式ファンドNFおよびキャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	
	国内株式		
単位型		債券	
	海外	不動産投信	

追加型		その他資産
	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉と する旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

キャピタル世界株式ファンドNFの属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株		北米		
債券	年4回	欧州	ファミリーファン ド	あり
一般		アジア		
公債	年 6 回 (隔月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ		
クレジット属性		中近東(中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。
- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるも のまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

属性区分表

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株		北米		
債券	年4回	区文州	ファミリーファン ド	あり (限 定 へ ッ
一般		アジア		ジ)
公債	年6回 (隔月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ		
クレジット属性		中近東(中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型	- ++			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。 収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資 信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジあり(限定ヘッジ)とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部 の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの」をいいます。

(2)【ファンドの沿革】

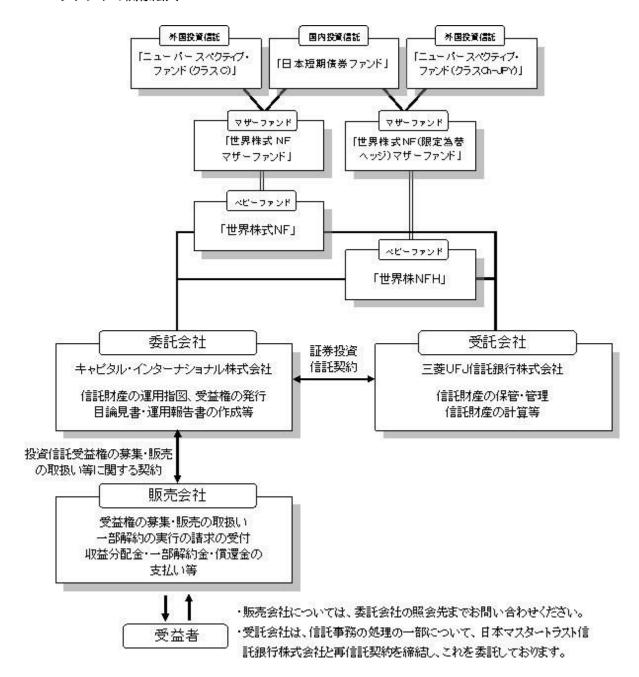
キャピタル世界株式ファンドNF

2018年4月13日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始 キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

2018年8月21日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドの名称は、略称で表示しております。ファンドの正式名称は、以下をご参照ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

正式名称	略称
キャピタル世界株式ファンドN F	「世界株式NF」
キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)	「世界株NFH」
キャピタル世界株式マザーファンド	「世界株式NFマザーファンド」
キャピタル世界株式マザーファンド (限定為替ヘッジ)	「世界株式NF(限定為替ヘッジ) マザーファンド」
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX)(クラスC)	「ニューパースペクティブ・ファンド (クラスC)」
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX) (クラス Ch-JPY)	「ニューパースペクティブ・ファンド (クラスCh-JPY)」
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	「日本短期債券ファンド」

a.証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」ということがあります。)の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容(受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等)等について規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家(受益者)からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2019年8月23日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

	キャピタル世界株式ファンド		
	2007年10月29日設定		
キャピタル世界株式マザーファン	キャピタル世界株式ファンドF		
	2015年12月30日設定		
ドに投資を行なうその他のベビー ファンド	キャピタル世界株式ファンド(DC年金用)		
ファント	2016年 4 月21日設定		
	キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)		
	2016年12月9日設定		
キャピタル世界株式マザーファン	キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)		
ド(限定為替ヘッジ)に投資を行	2018年11月15日設定		
なうその他のベビーファンド			

委託会社の概況 (2019年6月28日現在)

a. 名称:キャピタル・インターナショナル株式会社

b.本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル

c. 資本金の額: 4億5,000万円

d.沿革

1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立

1987年3月 証券投資顧問業者登録

1987年9月 投資一任業務認可取得

2006年2月 投資信託委託業務認可取得

2007年9月 金融商品取引業登録

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店 における事業譲受

e.大株主の状況

株主名:キャピタル・グループ・インターナショナル・インク

住所:アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市

所有株式数:56,400株 所有比率:100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「世界株式NF」および「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」の投資方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a)投資対象

マザーファンドを主要投資対象とします。

b)投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、(2)投資対象「<参考情報1>マザーファンドの投資方針等」および「<参考情報2>投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

(2)【投資対象】

「世界株式NF」および「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」の投資対象

投資対象とする資産の種類(約款第15条)

投資対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次の特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

八, 金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲(約款第16条)

- a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UF 」信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。
 - 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するも

0

- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と 社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3 . コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
- c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、 委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用 することの指図ができます。

<参考情報1>マザーファンドの投資方針等

「世界株式NFマザーファンド」の投資方針等

(1)投資方針

主として投資信託証券(「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラス C)」および「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」)に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)」を高位に維持することを基本とします。

(2)投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形
 - 八.金銭債権
- b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a.有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)」、「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 4.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 6. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で上記の証券または証書の性質を有するもの

b.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1 預余
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

「世界株式NF(限定為替ヘッジ)マザーファンド」の投資方針等

(1)投資方針

主として投資信託証券(「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」および「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」)に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」を高位に維持することを基本とします。

(2)投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形
 - 八.金銭債権
- b.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

- a.委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」、「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
 - 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と 社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
- c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報2>投資対象ファンドの概要等

	有価証券届出書(内国投資信託
ファンド名称	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラス
	C) / (クラスC h - JPY)
形態	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
信託期間	無期限(2015年10月30日設定)
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期 的成長を目標とします。
	・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。
	「世界株式NF」
	・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。
	「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」
	・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低 減を図ります。
	・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
	・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額 の10%以下とします。
	・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資 産総額の10%以下とします。
	・純資産総額の10%を超えての借入れは、行ないません。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

上記は、2019年6月28日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合が あります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型証券投資信託 / 契約型
信託期間	無期限(2007年9月26日設定)
 投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国
	の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融
	商品に投資します。
	・NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投
	資成果を目指します。
	* NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株
	式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成
	果に関して一切の責任を負うものではありません。
	・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本
	とします。
	・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合がありま
	す。

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(7	内国投資信託受益証券)
------------	--------------

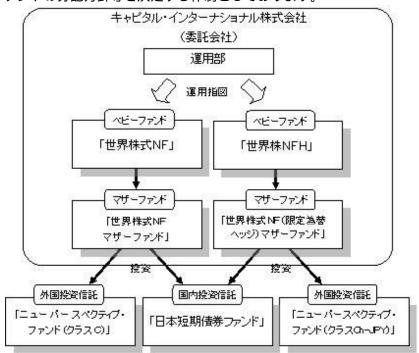
	<u> </u>
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	・外貨建資産への投資は、行ないません。
	・有価証券先物取引等を行なうことができます。
	・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対
	象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定し
	ます。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがありま
	す。
決算日	毎年7月22日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%(税抜)
	配分(年率/税抜)委託会社:0.10%、販売会社:0.01%、受託会社:0.02%
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託報酬委託会社	ます。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあす。 毎年7月22日(休業日の場合は翌営業日) 純資産総額に対しての年率0.13%(税抜) 配分(年率/税抜)委託会社:0.10%、販売会社:0.01%、受託会社:0.02% 三菱UFJ国際投信株式会社

上記は、2019年6月28日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があり ます。

(3)【運用体制】

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組 入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

内部管理体制につきましては、当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部 門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制と しております。

また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務 コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー(投資委員 会)でレビューを実施する体制としております。

(参考情報)

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制(2019年6月28日現在) 運用部(3名)/法務コンプライアンス部(3名)/オペレーション部(6名)

()は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

<参考情報>

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

1 . 「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC) / (クラスC h - J P Y)」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。同社を含むキャピタル・ グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な 視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア(思考)の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958 年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- 継続性が保てる

2.「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」

運用は、三菱UFJ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

上記は2019年6月28日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

(4)【分配方針】

「世界株式NF」および「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」の分配方針 収益分配方針

毎年12月6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- a.分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信 託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金(同規則に基づき留保する額を除きま す。)に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配 対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。) とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース**

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}(取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。)により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- *1 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。
- *2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる 契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(5)【投資制限】

「世界株式NF」および「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」の投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)
- ・投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。)に は、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」)

- ・株式への直接投資は、行ないません。(約款「運用の基本方針」)
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。(約款「運用の基本方針」)
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。(約款「運用の基本方針」)
- ・信用リスク集中回避のための投資制限(約款第17条)

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる 場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超 えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入(約款第20条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

・資金の借入れ(約款第27条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金 が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参考情報 > 「世界株式NFマザーファンド」および「世界株式NF(限定為替ヘッジ)マザーファンド」の 投資制限等

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・信用リスク集中回避のための投資制限

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、(2)投資対象「<参考情報2>投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<u>従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。</u> 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

「世界株式NF」が実質的に投資する「ニューパースペクティブ・ファンド(クラスC)」は、原則として対 円での為替へッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。従って、当該外貨の 円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合 は、基準価額の下落要因となります。

「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」が実質的に投資する「ニューパースペクティブ・ファンド(クラス Ch-JPY)」は、原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行ないます。従って、主要通貨建資産に該当しない部分については、為替ヘッジを行なわないために為替変動の影響を直接受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト(「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。)がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基

準価額が下落することがあります。

信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等に は、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域 では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と 比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、 信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、 お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消 すことがあります。

収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当 する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場 合も同様です。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド(マザーファンドの投資対象ファンドを含む。)が有する リスクを間接的に受けることになります。

金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

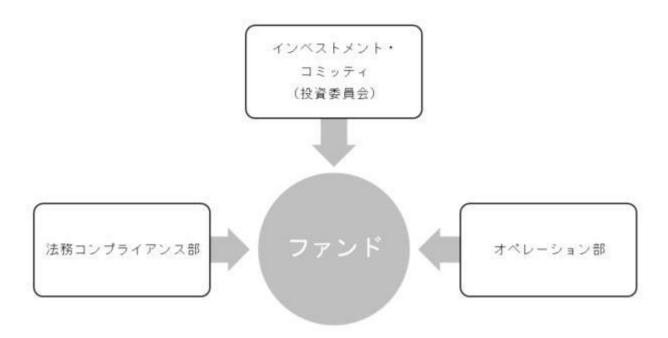
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

<リスク管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっていま



インベストメント・コミッティー	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運
(投資委員会)	用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファン
	ドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうこ
	とにより、管理徹底を図っています。
オペレーション部	運用部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産
	の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

<参考情報> 投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

1.キャピタル・グループのリスク管理体制

(1)ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー(投資委員会)を定期的に開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。インデックスとの比較で運用実績が下回っている場合は、運用に携わっているチームがマクロファクター、業種、銘柄等の角度から要因分析を行ない、ポートフォリオの再検討を行なっていきます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す 指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャー がポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

(2)リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3)カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行 におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

< コンプライアンス >

運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部 門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報 等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

2.三菱UFJ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱UFJ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

内部監查担当部署

同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、 改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

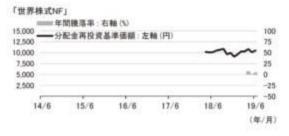
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

上記は2019年6月28日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

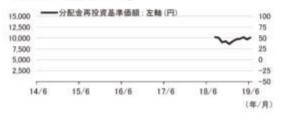
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) 年間獲済率は、2019年4月から2019年6月までの各月末における1年間の 厳陽率を表示したもので、分配金再投資基準機額を基に算出しています。 (注2) 分配金再投資基準機額は、設定日(2018年4月13日)を10,000として、 (注2) (2018年4月13日)を10,000として、

指数化しています。 (注3) 分配金再投資基準循額は、税引前の分配金を再投資したものとみなし で計算しており、実際の基準循額と異なる場合があります。

「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」



(注1) 当ファンドの年間接落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示で

- きません。 (注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2018年8月21日)を10,000として、
- 指数化しています。 (注3) 分配金再投資基準循鎖は、税引前の分配金を再投資したものとみなし で計算しており、実際の基準循鎖と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

···TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債···NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの腰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対し ても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。 MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の 権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(税引前配当再投資/円ペース)を表示しております。 MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を 有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。 NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、 野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ペース)を表示しております。 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)を表示しております。 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権 はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

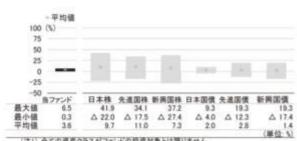
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

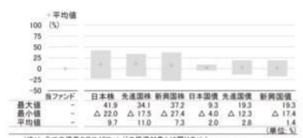
・当ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得 手数料および信託財産留保額はかかりません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。 代表的な資産クラスの使得率は、2014年7月から2019年6月までの 3年間の各月末における1年間の後滞率の最大値・最小値・平均値を表示した ものです。 他ファンドルストラス

ものです。 油ファンドの健落率は、2019年4月から2019年6月までの各月末における 1年間の機落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは関りません。 (注2) 代表的な資産クラスの機落率は、2014年7月から2019年6月までの 5年間の各月末における1年間の機落率の最大値・最小値・平均値を 表示したものです。 (注3) 当ファンドの機落率は、運用関始後1年を経過していないため、表示できません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

・当ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金 手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 $0.81\%^{-1}$ (税抜0.75%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の	運用財産の管理、委託会	交付運用報告書等各種書
	対価として	社からの指図の実行等の	類の送付、口座内での
		対価として	ファンドの管理、購入後
			の情報提供等の対価とし
			τ
配分(年率/税抜)	0.70%	0.02%	0.03%

[・]マザーファンドに信託報酬はかかりません。

<投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担>

当ファンドの信託報酬

年率0.81% (税抜0.75%)

投資対象とする外国投資信託の信託報酬 (*1) 年率0.00% 投資対象とする国内投資信託の信託報酬 (*2) 年率0.007%

実質的な負担(*3)

年率0.817%程度(税込)

- 1 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年率0.825%となります。
- 2 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年率0.832%程度(税込)となります。
- (*1)キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)/(クラスCh-JPY)の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信 託報酬はかかりませんが、後記「(4)その他の手数料等」に表示するファンド管理費用(上限年率 0.15%)が別途かかります。
- (*2)日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)は、年率0.1404% (税抜0.13%)を上限とする信託 報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負 担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、0.143%となります。
- (*3)当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの 実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

(4)【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、 信託財産中から支弁することができます。

1.借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

- 2.信託財産に関する法定開示のための監査費用
- 3.信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成および印刷費用等
- 4.投資対象ファンドにかかる費用

有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等 投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

上記1.に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

上記 2 . および 3 . に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記 2 . および 3 . に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の 5 の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

上記4. に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

上記4. に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2019年6月28日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個人受益者に対する課税>

課税対象	税率等			
	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告			
	不要制度が適用されます。			
	[2014年1月1日から2037年12月31日まで]			
収益分配金のうちの	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)			
普通分配金	[2038年1月1日から]			
	20% (所得税15%、地方税 5 %)			
	・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分			
	離課税を選択することができます。			
	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象とな			
	ります。			
	[2014年1月1日から2037年12月31日まで]			
一部解約および償還等による	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)			
譲渡益	[2038年1月1日から]			
	20% (所得税15%、地方税 5 %)			
	・特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。特定口座の詳			
	細は、販売会社にお問い合わせください。			

繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。
 収益分配金のうちの	[2014年1月1日から2037年12月31日まで]
	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
普通分配金	[2038年1月1日から]
	15%(所得税15%)
	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。
	[2014年1月1日から2037年12月31日まで]
一部解約金および償還金のうちの	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
個別元本超過額 	[2038年1月1日から]
	15%(所得税15%)

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

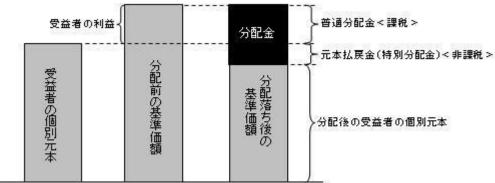
- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつ ど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

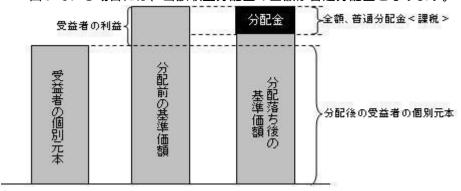
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金(特別分配金)」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した

額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

- (注)税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。
- 2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

(注)税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

キャピタル世界株式ファンドNF

2019年6月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,461,220,778	99.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,928,177	0.17
合計(純資産総額)		3,467,148,955	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

2019年6月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	755,242,350	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		293,607	0.03
合計(純資産総額)		754,948,743	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド

2019年6月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	59,551,293	0.05
投資証券	ルクセンブルク	110,080,240,591	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0	0.00
合計(純資産総額)		110,139,791,884	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

2019年6月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	603,229	0.05
投資証券	ルクセンブルク	1,154,818,944	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0	0.00
合計(純資産総額)		1,155,422,173	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

2019年6月28日現在

次立の任新	FI /###	吐(馬△盐 / 田 \	投資比率
資産の種類	国/地域名	時価合計(円) 	(%)
	米国	269,504,856,336	51.87
	フランス	32,267,546,959	6.21
	英国	28,467,693,239	5.48
		26,053,280,595	5.01
	オランダ	17,012,928,631	3.27
	スイス	13,840,740,745	2.66
	香港	13,671,594,108	2.63
	台湾	12,405,483,700	2.39
	デンマーク	12,194,613,040	2.35
	カナダ	8,702,468,921	1.67

I		1	
株式	ドイツ	7,768,286,668	1.50
	南アフリカ	7,342,861,286	1.41
	インド	6,195,847,998	1.19
	ブラジル	5,700,913,368	1.10
	韓国	4,645,732,381	0.89
	スペイン	4,364,959,251	0.84
	スウェーデン	3,939,614,559	0.76
	中国	3,367,252,963	0.65
	メキシコ	2,436,977,046 2,138,616,036	0.47 0.41
	ロシア		
	ノルウェー	2,008,434,619	0.39
	イタリア	1,566,457,517	0.30
	アイルランド	1,338,542,086	0.26
	ベルギー	721,060,840	0.14
	アラブ首長国連邦	567,137,075	0.11
	ニュージーランド	396,336,950	0.08
	オーストラリア	371,747,442	0.07
	フィンランド	162,829,061	0.03
銀行預金、そ	の他資産(負債控除後)	30,438,730,501	5.86
純資産総額		519,593,543,921	100.00

⁽注)投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)の 純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2019年1月23日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
社債券	日本	1,806,984,000	97.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		53,032,841	2.85
合計(純資産総額)		1,860,016,841	100.00

- (注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- (注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日(2019年1月23日)現在の情報です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル世界株式ファンドNF

a.上位30銘柄

2019年6月28日現在

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

順位	立国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル世界株式マザーファン ド	2,212,066,708	1.4732	3,258,996,484	1.5647	3,461,220,778	99.82

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年6月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.82
合計	99.82

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

a.上位30銘柄

2019年6月28日現在

順位	☑国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		キャピタル世界株式マザーファン ド(限定為替ヘッジ)	735,100,594	0.9645	709,053,263	1.0274	755,242,350	100.03

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年6月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド

a.上位30銘柄

2019年6月28日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		キャピタル・グループ・ニュー パースペクティブ・ファンド(L UX)(クラスC)	70,204,235.07	1,520.15	106,721,421,478	1,568	110,080,240,591	99.94
2	日本		日本短期債券ファンド (適格機関 投資家限定)	56,457,427	1.0545	59,534,356	1.0548	59,551,293	0.05

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.05
投資証券	99.94
合計	100.00

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

a.上位30銘柄

2019年6月28日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		キャピタル・グループ・ニュー パースペクティブ・ファンド(L UX)(クラスCh-JPY)	724,933.42	1,518.99	1,101,173,870	1,593	1,154,818,944	99.94
2	日本		日本短期債券ファンド(適格機関 投資家限定)	571,890	1.0543	603,000	1.0548	603,229	0.05

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2019年6月28日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.05
投資証券	99.94
合計	100.00

(参考)キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

上位30銘柄

2019年6月28日現在

順	銘柄	国/	業種	株数	評価単価(現地 通貨)(上段)	評価金額(円)	投資比率
位		地域			通貨(下段)		(%)
1	AMAZON.COM INC	米国	一般消費 財・サービ ス	94,902	1,904.28 米ドル	19,477,095,905	3.75
2	FACEBOOK INC CL A	米国	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	707,144	189.50 米ドル	14,442,258,252	2.78
3	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	875,992	134.15 米ドル	12,665,106,571	2.44
4	MASTERCARD INC CL A	米国	情報技術	360,992	261.10 米ドル	10,158,333,832	1.96

					有恤証券	届出書(
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	台湾	情報技術	11,479,700	240.50 台湾ドル	9,572,992,280	1.84
BROADCOM INC	米国	情報技術	278,807	285.71 米ドル	8,585,135,342	1.65
JPMORGAN CHASE & CO	米国	金融	690,526	108.84 米ドル	8,100,029,492	1.56
VISA INC CL A	米国	情報技術	428,690	171.23 米ドル	7,911,179,547	1.52
AIA GROUP LTD	香港	金融	6,539,876	84.20 香港ドル	7,633,004,931	1.47
CME GROUP INC CL A	米国	金融	347,202	193.90 米ドル	7,255,678,967	1.40
NETFLIX INC	米国	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	180,057	370.02 米ドル	7,180,476,088	1.38
NASPERS LIMITED N	南アフ リカ	一般消費 財・サービ ス	255,563	3,369.65 南アフリカ・ラ ンド	6,545,801,899	1.26
NESTLE SA	スイス	生活必需品	582,460	100.56 スイス・フラン	6,464,863,987	1.24
INTUITIVE SURGICAL	米国	ヘルスケア	112,064	517.76 米ドル	6,253,348,709	1.20
BOSTON SCIENTIFIC CORP	米国	ヘルスケア	1,339,707	41.93 米ドル	6,054,143,636	1.17
AIRBUS SE (BEARER)	フラン ス	資本財・ サービス	386,063	123.88 ユーロ	5,860,027,767	1.13
SAFRAN SA	フラン ス	資本財・ サービス	340,524	128.35 ユーロ	5,355,301,117	1.03
ALPHABET INC CL C	米国	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	42,885	1,076.01 米ドル	4,973,243,841	0.96
NIKE INC CL B	米国	一般消費 財・サービ ス	536,709	83.66 米ドル	4,839,213,352	0.93
ASML HOLDING NV	オラン ダ	情報技術	219,016	179.70 ユーロ	4,822,410,942	0.93
PERNOD RICARD SA	フラン ス	生活必需品	232,563	161.40 ユーロ	4,599,222,788	0.89
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス	一般消費 財・サービ ス	101,809	368.35 ユーロ	4,595,017,206	0.88
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	米国	ヘルスケア	143,835	293.77 米ドル	4,553,968,817	0.88
SERVICENOW INC	米国	情報技術	149,010	278.51 米ドル	4,472,746,036	0.86
ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国	ヘルスケア	498,695	64.09 英ポンド	4,365,214,659	0.84
	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO BROADCOM INC JPMORGAN CHASE & CO VISA INC CL A AIA GROUP LTD CME GROUP INC CL A NETFLIX INC NASPERS LIMITED N NESTLE SA INTUITIVE SURGICAL INC BOSTON SCIENTIFIC CORP AIRBUS SE (BEARER) SAFRAN SA ALPHABET INC CL C NIKE INC CL B ASML HOLDING NV PERNOD RICARD SA LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE THERMO FISHER SCIENTIFIC INC SERVICENOW INC ASTRAZENECA PLC	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO BROADCOM INC 米国 JPMORGAN CHASE & CO 米国 VISA INC CL A 米国 AIA GROUP LTD 香港 CME GROUP INC CL A 米国 NETFLIX INC 常力の カーアフリカ NESTLE SA スイス INTUITIVE SURGICAL INC CORP 米国 AIRBUS SE (BEARER) ステンス SAFRAN SA ステンス ALPHABET INC CL C 米国 ASML HOLDING NV ダクフランス LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE ストロード スト	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO BROADCOM INC 米国 情報技術 JPMORGAN CHASE & CO 米国 金融 VISA INC CL A 米国 情報技術 AIA GROUP LTD 香港 金融 CME GROUP INC CL A 米国 コニュニケーショービス A HTML MITTED N リカ カアフリカ ス A HTML MITTED N ス カアア NESTLE SA スイス 生活必需品 INTUITIVE SURGICAL INC 米国 ヘルスケア AIRBUS SE (BEARER) ス カー 資本財・カービス ス カービス ス カービス カービス カービス カービス カービス ス カービス カービ	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	SENICONDUCTOR MANUFACTURING CO	TAIRMA SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO

26	TESLA INC	米国	一般消費 財・サービ ス	173,751	222.84 米ドル	4,172,904,965	0.80			
27	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	33,652	1,076.63 米ドル	3,904,769,379	0.75			
28	KONINKLIJKE DSM NV	オラン ダ	素材	288,806	108.55 ユーロ	3,841,283,276	0.74			
29	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	英国	金融	508,310	54.50 英ポンド	3,783,602,253	0.73			
30	VALE SA ON ADR	ブラジ ル	素材	2,533,924	13.43 米ドル	3,667,647,842	0.71			

⁽注)投資比率は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX)の純資産総額に対する当該銘 柄の評価金額の比率をいいます。

(参考)日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細 2019年1月23日現在

		利率			額面	部	·····································	投資
国名	銘柄名		償還日	種類		単価	金額	比率
		(%)			(千円)	(円)	(円)	(%)
日本	第4回クレディ・ア	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.208	100,208,000	5.39
	グリコル・エス・							
	エー円貨社債							
	(2014)							
日本	第19回ルノー円貨社	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	99.503	99,503,000	5.35
	債 (2017)							
日本	第11回ウエストパッ	0.3	2021/1/22	社債券	100,000	100.213	100,213,000	5.39
	ク・バンキング・							
	コーポレーション円							
	貨社債 (2016)							
日本	第3回ソシエテ・	0.804	2023/10/12	社債券	100,000	98.616	98,616,000	5.30
	ジェネラル非上位円							
	貨社債 (2018)							
日本	第488回中部電力	1.562	2019/2/25	社債券	100,000	100.127	100,127,000	5.38
日本	第521回関西電力	0.18	2023/9/20	社債券	100,000	99.863	99,863,000	5.37
日本	第4回富士フイルム	0.005	2020/3/3	社債券	100,000	99.949	99,949,000	5.37
	ホールディングス							
	(社債間限定同順位							
	特約付)							
日本	第50回日本電気(社	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.151	100,151,000	5.38
	債間限定同順位特約							
	付)							
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.277	100,277,000	5.39

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							有価証券届出書(内国投資信
日本	第1回三井住友トラ	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	100.148	100,148,000	5.38
	スト・パナソニック							
	ファイナンス(社債							
	間限定同順位特約							
	付)							
日本	第22回あおぞら銀行	0.1	2021/12/10	社債券	100,000	99.968	99,968,000	5.37
	(社債間限定同順位							
	特約付)							
日本	第28回三菱東京UF	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	102.834	102,834,000	5.53
	J 銀行(劣後特約							
	付)							
日本	第6回りそな銀行	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	102.197	102,197,000	5.49
	(劣後特約付)							
日本	第23回三井住友銀行	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	102.859	102,859,000	5.53
	(劣後特約付)							
日本	第22回東京センチュ	0.06	2021/4/13	社債券	100,000	99.898	99,898,000	5.37
	リーリース(社債間							
	限定同順位特約付)							
日本	第75回アコム (特定	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	99.826	99,826,000	5.37
	社債間限定同順位特							
	約付)							
日本	第69回日立キャピタ	0.08	2020/12/18	社債券	100,000	100.026	100,026,000	5.38
	ル(社債間限定同順							
	位特約付)							
日本	第 33 回 三 菱 U F J	0.297	2020/6/4	社債券	100,000	100.321	100,321,000	5.39
	リース(社債間限定							
	 同順位特約付)							

- (注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。
- (注) 当該情報は委託会社が入手可能な直近日(2019年1月23日)現在の情報です。

【投資不動産物件】

キャピタル世界株式ファンドNF 該当事項はありません。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ) 該当事項はありません。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ) 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル世界株式ファンドNF

該当事項はありません。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル世界株式ファンドNF

期	純資産総	額(円)	1口当たり純資	資産額(円)
10 0	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2018年12月 6日)	2,192,155,528	2,192,155,528	0.9871	0.9871
2018年 6月末日	473,736,681		1.0092	
7月末日	1,088,958,085		1.0478	
8月末日	1,547,988,612		1.0669	
9月末日	1,905,925,362		1.0877	
10月末日	1,892,436,170		0.9606	
11月末日	2,159,864,398		0.9948	
12月末日	2,090,876,322		0.9078	
2019年 1月末日	2,914,608,759		0.9629	
2月末日	3,220,531,923		1.0255	
3月末日	3,529,604,200		1.0313	
4月末日	3,410,850,044		1.0820	
5月末日	3,389,487,698		1.0110	
6月末日	3,467,148,955		1.0487	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	#0	純資産総	額(円)	1口当たり純	資産額(円)
	期	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2018年12月 6日)	248,392,039	248,392,039	0.9234	0.9234
	2018年 8月末日	102,110		1.0211	
	9月末日	67,179,672		1.0060	
	10月末日	142,640,243		0.9005	
	11月末日	237,500,165		0.9253	
	12月末日	244,927,692		0.8609	
	2019年 1月末日	328,384,795		0.9257	
	2月末日	356,862,677		0.9701	
	3月末日	435,728,173		0.9797	
	4月末日	481,849,702		1.0202	
	5月末日	599,709,472		0.9689	
	6月末日	754,948,743		1.0148	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル世界株式ファンドNF

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2018年 4月13日~2018年12月 6日	0

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2018年 8月21日~2018年12月 6日	0

【収益率の推移】

キャピタル世界株式ファンドNF

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2018年 4月13日~2018年12月 6日	1.3
第2中間計算期間末	2018年12月 7日~2019年 6月 6日	2.2

- (注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。
- (注)収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

期	計算期間	収益率(%)	
第1期	2018年 8月21日~2018年12月 6日	7.7	
第2中間計算期間末	2018年12月 7日~2019年 6月 6日	5.5	

- (注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。
- (注)収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

キャピタル世界株式ファンドNF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	2018年 4月13日~2018年12月 6日	2,397,034,947	176,128,835	2,220,906,112
第2中間計算期間末	2018年12月 7日~2019年 6月 6日	2,046,594,571	1,163,065,695	3,104,434,988

- (注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
- (注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	2018年 8月21日~2018年12月 6日	269,007,384		269,007,384
第2中間計算期間末	2018年12月 7日~2019年 6月 6日	434,895,843	48,478,113	655,425,114

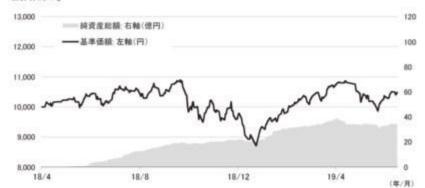
- (注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
- (注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

2019年6月28日現在

基準価額・純資産の推移(設定~2019年6月28日)

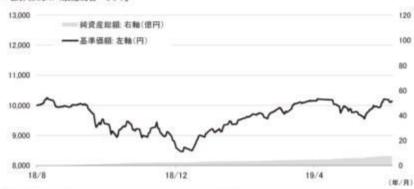
「世界株式NF」



分配金の推移

第1期	2018年12月	0円
	設定来累計	0円
分配金	は1万口当たり、税引前	

「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」



第1期	2018年12月	0円
	設定来累計	0円
分配金	は1万口当たり、税引前	

主要な資産の状況(2019年6月28日現在)

「世界株式NF」

「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」

<「世界株式NFマザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(X)
1	「ニューバースペクティブ・ファンド(クラスロ)」	99.94
2	「日本短期債券ファンド」	0.05

<「世界株式NF(限定為替ヘッジ)マザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ニューバースベクティブ・ファンド(クラスCh-JPY)」	99.94
2	「日本短期債券ファンド」	0.05

以下は、実質的に投資する各ファンドのもとになるキャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX)の2019年6月28日時点の主要な資産の状況等です。

<キャピタル・グループ・ニューバースペクティブ・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2019年6月28日現在)

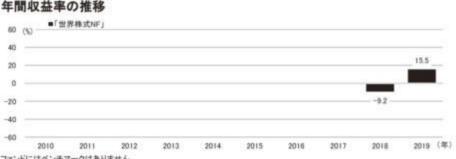
上位10	477			
順位	銘柄名	国名/地域名	業権名	投資比率(%)
17	アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	3.75
2	フェイスブック	米国	コミュニケーション・サービス	2.78
3	マイクロソフト	米国	情報技術	2.44
4	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	1.97
5	マスターカード	米国	情報技術	1.96
6	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	1.71
7	ブロードコム	米国	情報技術	1.65
8	JP モルガン・チェース	米国	金融	1.56
9	ビザ	米国	情報技術	1.52
10	AIAグループ	香港	金融	1.47

同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に難する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、 それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

國別構成比率	
国名	投資比率(N)
*00	51.87
フランス	6.21
日本	5,48
英国	5.01
オランダ	3.27
その他国	22.30
現金・その他	5.86

業種別構成比率	
業種名	投資比率(N)
情報技術	20.83
一般消費餅・サービス	14.68
ヘルスケア	11.86
金融	10.54
コミュニケーション・サービス	8.60
その他業種	27.65
現金・その他	5.86

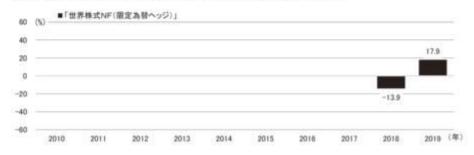
通貨別構成比率	
通貨名	投資比率(N)
米ドル	56.15
ユーロ	11.42
日本円	5.48
英ポンド	5.10
スイス・フラン	2.66
その他通貨	13.33
現金・その他	5.86



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。

2018年は設定日(2018年4月13日)から年末までの、2019年は年初から6月末までの収益率を表示。



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。

2018年は設定日(2018年8月21日)から年末までの、2019年は年初から6月末までの収益率を表示。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- *ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1)取得の申込みは、販売会社で受付けます。なお、当ファンドを購入になれるのは、販売会社にSMA (セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設する等の一定の条件に該当する方が対象 となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

- (2)取得の申込みの受付は、申込不可日(*1)を除く販売会社の営業日(*2)に行なわれます。
 - (*1)申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファン ドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp) に掲載します。
 - (*2)原則として、午後3時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所 定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の 受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
 - ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得な い事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付 を取消すことがあります。
 - ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの 受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口 数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換え に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会 社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振

法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への 通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないま す。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた 受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託 を設定した旨の通知を行ないます。

- (3)収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいま す。)と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース(以下「自動けいぞく投資コース」とい います。)の2つのコースがありますが、販売会社によっては、原則として「自動けいぞく投資コー ス」のみを取扱う場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込 みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる 場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせくだ さい。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款(販売会社に よっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を 使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。)に基づく契約を締結してい ただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、 詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4)申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得すること ができます。
- (5)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準 価額となります。
- (6)申込手数料は、かかりません。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- (1)換金の申込みは、販売会社で受付けます。
 - ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

- (2)換金の申込みの受付は、申込不可日(*1)を除く販売会社の営業日(*2)に行なわれます。
 - (*1)申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファン ドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp) に掲載します。
 - (*2)原則として、午後3時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所 定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の 受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
 - ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない 事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取 消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に 行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合に は、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを 受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
 - ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によって

は、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

- ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- (3)換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4)換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5)換金手数料は、かかりません。
- (6)換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価 します。

(主要投資対象ファンドにおける評価方法等)

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

(注)上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。 基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、キャピタル世界株式ファンドNFは「世界株式NF」、キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)は「世界株NFH」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ capitalgroup.co.jp

運用報告書

委託会社は、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付し ます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「世界株式NF」

2018年4月13日から、原則として、無期限です。ただし、後記(5)の のa.、 のa.、 のa.および のb. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

「世界株式NF(限定為替ヘッジ)」

2018年8月21日から、原則として、無期限です。ただし、後記(5)の のa.、 のa. のa. および のb. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として毎年12月7日から翌年12月6日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年12月6日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、当ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
- e.上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じてい る場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうこと が困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規 定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託 会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
- b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了 させます。

信託約款の変更等

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
- e.書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合 は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

a.受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。

ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。

b.販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から 1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思 表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様 とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a.他の受益者の氏名または名称および住所
- b.他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式 会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を 異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日(信託終了日が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行 を請求することができます。詳細は、前記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4)繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益 権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

(5)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧

EDINET提出書類 キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

キャピタル世界株式ファンドNF

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2018年4月13日から 2018年12月6日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2018年8月21日から 2018年12月6日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル世界株式ファンドNF】

(1)【貸借対照表】

	(単位:円 <u>)</u>
	第1期
	平成30年12月 6日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	28,481,315
親投資信託受益証券	2,169,914,838
流動資産合計	2,198,396,153
資産合計	2,198,396,153
負債の部	
流動負債	
未払金	2,915,494
未払解約金	748,129
未払受託者報酬	64,725
未払委託者報酬	2,362,395
未払利息	78
その他未払費用	149,804
流動負債合計	6,240,625
負債合計	6,240,625
純資産の部	
元本等	
元本	2,220,906,112
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	28,750,584
元本等合計	2,192,155,528
純資産合計	2,192,155,528
負債純資産合計	2,198,396,153

(2)【損益及び剰余金計算書】

	(単位:円)
	第1期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年12月 6日
有価証券売買等損益	102,514,288
営業収益合計	102,514,288
営業費用	
支払利息	27,966
受託者報酬	152,431
委託者報酬	5,563,574
その他費用	353,230
営業費用合計	6,097,201
営業利益又は営業損失()	108,611,489
経常利益又は経常損失()	108,611,489
当期純利益又は当期純損失()	108,611,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	375,277
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,156,385
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	88,156,385
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,920,203
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	7,920,203
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	28,750,584

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資	١
	信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	平成30年12月 6日現在	
1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	
		2,220,906,112口
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
	元本の欠損	28,750,584円
3 .	当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	0.9871円
	(1万口当たり純資産額)	(9,871円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第	1期	
自 平成30	年 4月13日	
至 平成30	年12月 6日	
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- F
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	В	- F
収益調整金額	С	- F
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	- 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,220,906,112□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	- F.
1万口当たり分配金額	Н	- F.
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	1
	第1期
項目	自 平成30年 4月13日
	至 平成30年12月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融
	商品に対して投資を行います。
2 . 金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
に係るリスク	権及び金銭債務であります。
	当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しておりま
	す。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証
	券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リス
	ク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3 . 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。
	投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。
	法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画
	等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。
	オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めており
	ます。
	なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の
	必要な措置を講じます。
4.金融商品の時価等に関する事項の	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合
補足説明	理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定
	の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異
	なることもあります。
	!

2.金融商品の時価等に関する事項

	第1期
項目	自 平成30年 4月13日
	至 平成30年12月 6日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。
2 .時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

平成30年12,	第1期
種類	平成30年12月 6日現在
任業大規	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

親投資信託受益証券	102,514,288
合計	102,514,288

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

	第1期
項目	自 平成30年 4月13日
	至 平成30年12月 6日
設定元本額	100,000円
期中追加設定元本額	2,396,934,947円
期中一部解約元本額	176,128,835円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益 証券	キャピタル世界株式マザーファンド	1,486,243,040	2,169,914,838	
	合計	1,486,243,040	2,169,914,838	·

EDINET提出書類 キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)】

(1)【貸借対照表】

	(単位:円 <u>)</u>
	第1期 平成30年12月 6日現在
流動資産	
コール・ローン	11,921,912
親投資信託受益証券	239,680,134
流動資産合計	251,602,046
資産合計	251,602,046
負債の部	
流動負債	
未払金	2,936,594
未払受託者報酬	6,870
未払委託者報酬	250,642
未払利息	32
その他未払費用	15,869
流動負債合計	3,210,007
負債合計	3,210,007
純資産の部	
元本等	
元本	269,007,384
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	20,615,345
元本等合計	248,392,039
純資産合計	248,392,039
負債純資産合計	251,602,046

(2)【損益及び剰余金計算書】

	<u>(単位:円)</u>
	第1期 自 平成30年 8月21日 至 平成30年12月 6日
営業収益	
有価証券売買等損益	8,511,338
営業収益合計	8,511,338
営業費用	
支払利息	3,015
受託者報酬	6,870
委託者報酬	250,642
その他費用	15,977
営業費用合計	276,504
営業利益又は営業損失()	8,787,842
経常利益又は経常損失()	8,787,842
当期純利益又は当期純損失()	8,787,842
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,827,503
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	11,827,503
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	20,615,345

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資	l
	信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	平成30年12月 6日現在	
1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	
		269,007,384□
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
	元本の欠損	20,615,345円
3 .	当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	0.9234円
	(1万口当たり純資産額)	(9,234円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第	1期	
自 平成30	年 8月21日	
至 平成30	年12月 6日	
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	В	- F
収益調整金額	С	- F
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	- 円
当ファンドの期末残存口数	F	269,007,384□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	- 円
1万口当たり分配金額	Н	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第1期
項目	自 平成30年 8月21日
	至 平成30年12月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融
	商品に対して投資を行います。
2 . 金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
に係るリスク	権及び金銭債務であります。
	当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しておりま
	す。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証
	券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リス
	ク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。
	投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。
	法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画
	等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。
	オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めており
	ます。
	なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の
	必要な措置を講じます。
4 . 金融商品の時価等に関する事項の	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合
補足説明	理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定
	の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異
	なることもあります。
,	

2.金融商品の時価等に関する事項

	第1期	
項目	自 平成30年 8月21日	
	至 平成30年12月 6日	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	
2 .時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券	
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 平成30年12月 6日現在
生力	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

親投資信託受益証券	8,511,338
合計	8,511,338

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

	第1期
項目	自 平成30年 8月21日
	至 平成30年12月 6日
設定元本額	100,000円
期中追加設定元本額	268,907,384円
期中一部解約元本額	0円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益 証券	キャピタル世界株式マザーファンド (限定為替ヘッ ジ)	257,250,332	239,680,134	
合計		257,250,332	239,680,134	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

キャピタル世界株式マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル世界株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の 資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示す とおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

	(単位:円 <u>)</u>
	平成30年12月 6日現在
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	59,540,002
投資証券	101,411,154,496
未収入金	11,236,494
流動資産合計	101,481,930,992
資産合計	101,481,930,992
負債の部	
流動負債	
未払金	11,236,494
流動負債合計	11,236,494
負債合計	11,236,494
純資産の部	
元本等	
元本	69,502,195,404
剰余金	
剰余金又は欠損金()	31,968,499,094
元本等合計	101,470,694,498
純資産合計	101,470,694,498
負債純資産合計	101,481,930,992

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	信
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資券の基準価額に基づいて評価しております。	証

(貸借対照表に関する注記)

	項目	平成30年12月 6日現在
1.	計算日における受益権の総数	69,502,195,404□
2 .	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4600円
		(1万口当たり純資産額) (14,600円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 4月13日 至 平成30年12月 6日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融 商品に対して投資を行います。
	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画 等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めており ます。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の 必要な措置を講じます。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成30年 4月13日 至 平成30年12月 6日	
	主 十成30年12月 6日	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2 .時価の算定方法	(1)投資信託受益証券	
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。		

15日	自 平成30年 4月13日
項目	至 平成30年12月 6日
	(2)投資証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価
	額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成30年12月 6日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	5,646
投資証券	4,131,632,574
合計	4,131,626,928

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	平成30年12月 6日現在
同計算期間の期首元本額	76,185,525,017円
同計算期間の追加設定元本額	5,501,932,272円
同計算期間の一部解約元本額	12,185,261,885円

項目	平成30年12月 6日現在
計算日の元本額	69,502,195,404円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンド	60,498,362,494円
キャピタル世界株式ファンドF	2,523,616,114円
キャピタル世界株式ファンド (DC年金用)	1,747,113,934円
キャピタル世界株式ファンドNF	1,486,243,040円
キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)	3,246,859,822円

附属明細表

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
 投資信託受益証 券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	56,457,427.00	59,540,002	
投資信託受益証券 合計		56,457,427.00	59,540,002	
	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ ファンド(LUX)(クラスC)	69,317,262.13	101,411,154,496	
投資証券 合計		69,317,262.13	101,411,154,496	
合計		125,774,689.13	101,470,694,498	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

貸借対照表

(単位:円)

	(単 <u>似:</u> 円)
	平成30年12月 6日現在
流動資産	
投資信託受益証券	603,115
投資証券	274,026,823
未収入金	2,936,594
流動資産合計	277,566,532
資産合計	277,566,532
負債の部	
流動負債	

	平成30年12月 6日現在
 未払金	2,936,594
流動負債合計	2,936,594
負債合計	2,936,594
純資産の部	
元本等	
元本	294,760,431
剰余金	
剰余金又は欠損金()	20,130,493
元本等合計	274,629,938
純資産合計	274,629,938
負債純資産合計	277,566,532

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	信
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資券の基準価額に基づいて評価しております。	証

(貸借対照表に関する注記)

	項目	平成30年12月 6日現在
1.	計算日における受益権の総数	294,760,431□
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第 10号に規定する額	元本の欠損 20,130,493円
3 .	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9317円
		(1万口当たり純資産額) (9,317円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 4月13日
(現日)	至 平成30年12月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融
	商品に対して投資を行います。

	月间此为庙山首(竹岜汉莫伯印
項目	自 平成30年 4月13日
жu	至 平成30年12月 6日
2 . 金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
に係るリスク	権及び金銭債務であります。
	当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。な
	お、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価
	格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流
	動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3 . 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。
	投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。
	法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画
	等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。
	オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めており
	ます。
	なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の
	必要な措置を講じます。
4.金融商品の時価等に関する事項の	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合
補足説明	理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定
	の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異
	なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成30年 4月13日 至 平成30年12月 6日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)投資証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成30年12月 6日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	115
投資証券	8,602,600
合計	8,602,485

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載してお ります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	平成30年12月 6日現在
同計算期間の期首元本額	100,000円
同計算期間の追加設定元本額	294,660,431円
同計算期間の一部解約元本額	- 円
計算日の元本額	294,760,431円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)	257,250,332円
キャピタル世界株式ファンド (限定為替ヘッジ)	37,510,099円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	571,890.00	603,115	
投資信託受益証	券 合計	571,890.00	603,115	

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)	189,637.94	274,026,823	
投資証券 合計		189,637.94	274,026,823	
	合計	761,527.94	274,629,938	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

「キャピタル世界株式マザーファンド」および「キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)」(ルクセンブルク籍外国投資法人(以下、当外国投資法人といいます。)の発行する外国投資証券)を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド (CIF) については、2017年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」「純資産価額計算書」「損益および純資産変動計算書」および「投資証券口数変動計算書」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) 投資明細表

2017年12月31日現在

投資銘柄	通貨	数量/額面	評価額 (U S D)	投資比率 (%)
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短	期金融商品			
転換社債型新株予約権付社債				
ドイツ				
Bayer Capital Corp. BV, Reg. S 5.625% 22/11/2019	EUR	1,500,000	2,027,105	0.09
			2,027,105	0.09
転換社債型新株予約権付社債合計			2,027,105	0.09
株式				
オーストラリア				
CSL Ltd.	AUD	29,664	3,270,436	0.14
Newcrest Mining Ltd.	AUD	256,659	4,569,891	0.20
Oil Search Ltd.	AUD	203,014	1,233,949	0.05
			9,074,276	0.39
ベルギー		_		
KBC Group NV	EUR	112,361	9,586,790	0.41
		_	9,586,790	0.41
→ = > : //				

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

				'ーナショナル株式会社(E
Detaile Desile: 04 ADD	1105	404 515		出書(内国投資信託受益
Petroleo Brasileiro SA, ADR	USD	124,310	1,279,150	0.06
Vale SA, ADR	USD	1,760,604	21,532,187	0.92
Vale SA	BRL	326,141	3,958,408	0.17
ナダ		-	26,769,745	1.15
Alimentation Couche-Tard, Inc. 'B'	CAD	53,882	2,811,552	0.12
Barrick Gold Corp.	USD	56,345	815,312	0.03
Canadian Natural Resources Ltd.	CAD	315,637	11,279,566	0.48
Enbridge, Inc.	CAD	464,349	18,160,220	0.78
Potash Corp. of Saskatchewan, Inc.	CAD	318,113	6,524,227	0.28
		_	39,590,877	1.69
国	LIKE	707.000	40,000,504	0.54
AAC Technologies Holdings, Inc.	HKD	707,896	12,630,564	0.54
Ctrip.com International Ltd., ADR	USD	131,791	5,811,983	0.25
*ンマ ー ク		-	18,442,547	0.79
	חאה	60 507	7 500 004	0.22
Carlsberg A/S 'B'	DKK	62,537	7,508,834	0.32
Chr Hansen Holding A/S DSV A/S	DKK	58,831	5,518,340	0.24
	DKK	68,914	5,426,754	0.23
Novo Nordisk A/S 'B'	DKK	320,480	17,277,315	0.74
Orsted A/S	DKK	70,696	3,859,129	0.16
		_	39,590,372	1.69
Kone OYJ 'B'	EUR	96,298	5,174,023	0.22
Sampo OYJ 'A'	EUR	69,699	3,830,178	0.17
		_	9,004,201	0.39
ランス		_	· · ·	
Airbus SE	EUR	217,936	21,703,712	0.93
AXA SA	EUR	65,953	1,957,372	0.08
BNP Paribas SA	EUR	175,463	13,105,448	0.56
Danone SA	EUR	44,225	3,711,783	0.16
Edenred	EUR	148,639	4,312,370	0.18
Essilor International Cie Generale d'Optique SA	EUR	23,587	3,253,184	0.14
Hermes International	EUR	14,301	7,657,228	0.33
Kering	EUR	11,392	5,371,796	0.23
L'Oreal SA	EUR	15,059	3,341,777	0.14
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	53,044	15,618,444	0.67
Pernod Ricard SA	EUR	194,344	30,768,582	1.32
Peugeot SA	EUR	520,497	10,588,708	0.45
Safran SA	EUR	81,648	8,416,203	0.36
SES SA, FDR	EUR	138,581	2,163,256	0.09
Societe Generale SA	EUR	156,339	8,075,463	0.35
Valeo SA	EUR	113,029	8,444,923	0.36
valed on	LUN	113,028 _	148,490,249	6.35
イツ	EUD			0.45
adidas AG	EUR	49,508	9,929,073	0.43
Bayer AG	EUR	125,646	15,678,661	0.67
Deutsche Post AG	EUR	169,659	8,091,723	0.35
LANXESS AG	EUR	36,130	2,873,710	0.12
Linde AG	EUR	11,359	2,652,903	0.11
Muenchener Rueckversicherungs-Gesellschaft AG	EUR	6,206	1,345,913	0.06
SAP SE	EUR	58,261	6,532,572	0.28
5/11			47,104,555	2.02
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	HKD	3,379.076	28.826.282	1.23
港 AIA Group Ltd.		3,379,076 56,185	28,826,282 3,413,239	1.23 0.15
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	HKD USD USD	3,379,076 56,185 140,260	28,826,282 3,413,239 4,073,150	1.23 0.15 0.18

			キャピタル・インタ	
		_	有価証券届 39,631,126	出書(内国 1.70
ンド		_	33,031,120	1.70
ICICI Bank Ltd., ADR	USD	379,187	3,689,489	0.16
CICI Bank Ltd.	INR	980,592	4,824,032	0.10
arsen & Toubro Ltd.	INR	75,261	1,483,642	0.06
eliance Industries Ltd.	INR	1,532,615	22,116,095	0.94
			32,113,258	1.37
レランド		_		
vanair Holdings plc, ADR	USD	163,068	16,990,055	0.73
		_	16,990,055	0.73
IP				
el SpA	EUR	971,845	5,981,930	0.26
iCredit SpA	EUR	202,097	3,777,933	0.16
			9,759,863	0.42
hi Croup Holdings 144	IDV	400.000	E 400 500	0.00
ni Group Holdings Ltd.	JPY	109,300	5,422,560	0.23
ni Kasei Corp.	JPY	1,176,302	15,174,217	0.65
so Corp.	JPY	15,256	915,699	0.04
hizaki Corp.	JPY	43,059	3,817,701	0.16
Corp.	JPY	13,500	674,311	0.03
n Tobacco, Inc.	JPY	150,872	4,861,915	0.21
Corp.	JPY	32,545	2,200,669	0.09
ence Corp.	JPY	7,300	4,089,425	0.18
e Corp.	JPY	13,900	2,169,967	0.09
subishi UFJ Financial Group, Inc.	JPY	142,200	1,042,947	0.05
ata Manufacturing Co. Ltd.	JPY	160,226	21,500,929	0.92
tendo Co. Ltd.	JPY	57,863	21,152,669	0.91
sas Electronics Corp.	JPY	192,438	2,242,477	0.10
in Keikaku Co. Ltd.	JPY	11,473	3,574,016	0.15
n-Etsu Chemical Co. Ltd.	JPY	93,900	9,542,090	0.41
Corp.	JPY	5,064	2,084,476	0.09
Bank Group Corp.	JPY	183,859	14,555,334	0.62
Corp.	JPY	72,700	3,279,646	0.14
ki Motor Corp.	JPY	145,758	8,452,476	0.36
harm Corp.	JPY	182,000 _	4,731,919	0.20
J		_	131,485,443	5.63
	Hen	E00 000	10 004 074	0.40
ica Movil SAB de CV, ADR 'L'	USD	586,698	10,061,871	0.43
nto Economico Mexicano SAB de CV, ADR	USD	23,424	2,199,514	0.10
nto Economico Mexicano SAB de CV	MXN	151,568	1,425,683	0.06
ダ		_	13,687,068	0.59
erts Industries NV	EUR	61,315	3,118,950	0.13
ice NV 'A'	EUR	649,354	6,814,248	0.13
- Holding NV	EUR	191,693	33,384,913	1.43
- Holding NV, NYRS	USD	83,899	14,583,324	0.63
a-Cola European Partners plc	USD	109,958	4,381,826	0.03
inklijke DSM NV	EUR	122,911	11,749,314	0.19
inklijke KPN NV	EUR	313,652	1,094,383	0.05
-	EUR	109,527	6,170,637	0.05
lever NV, CVA	LUIN	100,021		
_		_	81,297,595	3.48
<i>I</i> —	NOK	5/17 0 02	10 134 622	U 45
ASA	NOr\	547,083	10,134,622	0.43
		_	10,134,622	0.43
* -1 * 11			0.404.000	0.00
ブポール	SGD	236 600	7 Tun xxx	
ポール rsea-Chinese Banking Corp. Ltd.	SGD	236,600	2,191,838	0.09
sea-Chinese Banking Corp. Ltd.	SGD	236,600 	2,191,838	0.09
	SGD ZAR	236,600 — — 242,586		

			キャピタル・インタ	゚゚ーナショナル株式会社(E
0	ZAR	371,477	有価証券届 6,641,099	出書(内国投資信託受益語 0.28
Shoprite Holdings Ltd.	ZAN	3/1,4//		
<i>韓国</i>		_	61,256,634	2.62
+≠ <i>⊑</i> Hyundai Motor Co.	KRW	35,077	5,111,403	0.22
LG Display Co. Ltd.	KRW	25,235	704,803	0.03
NAVER Corp.	KRW	9,103	7,397,702	0.32
Samsung Electronics Co. Ltd. Preference	KRW	226	441,212	0.02
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	13,008	30,960,146	1.32
		-	44,615,266	1.91
スペイン Amadeus IT Group SA 'A'	EUR	56,758	4,093,556	0.18
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	EUR	149,168	1,272,900	0.16
Banco Santander SA	EUR	288,698	1,897,894	0.08
Grifols SA Preference 'B'	EUR	113,634	2,592,577	0.11
Industria de Diseno Textil SA	EUR	167,949	5,852,963	0.25
			15,709,890	0.67
スウェーデン		_		
Assa Abloy AB 'B'	SEK	668,712	13,890,910	0.59
Telefonaktiebolaget LM Ericsson 'B'	SEK	746,794	4,902,398	0.21
7./7		_	18,793,308	0.80
スイス Credit Suisse Group AG	CHF	98,734	1,763,017	0.08
LafargeHolcim Ltd.	CHF	87,145	4,914,175	0.21
Nestle SA	CHF	325,555	27,996,828	1.20
Novartis AG	CHF	56,745	4,798,387	0.20
Roche Holding AG	CHF	24,044	6,082,247	0.26
Temenos Group AG	CHF	50,555	6,485,068	0.28
UBS Group AG	CHF	42,336	779,422	0.03
		_	52,819,144	2.26
台湾	TUD	70.000	40,000,040	0.44
Largan Precision Co. Ltd.	TWD	76,000	10,266,646	0.44
MediaTek, Inc. Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.,	TWD USD	190,000 90,265	1,877,111 3,579,007	0.08 0.15
ADR		30,203	3,373,007	0.10
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	6,733,000	51,925,450	2.22
		_	67,648,214	2.89
アラブ首長国連邦	USD	104,839	2,620,975	0.11
DP World Ltd.	030	104,639		
<i>英国</i>		_	2,620,975	0.11
Aggreko plc	GBP	391,208	4,220,234	0.18
Associated British Foods plc	GBP	283,032	10,776,225	0.46
AstraZeneca plc	GBP	147,677	10,210,562	0.44
BHP Billiton plc	GBP	75,350	1,548,897	0.07
British American Tobacco plc	GBP	477,347	32,340,510	1.38
Burberry Group plc	GBP	237,037	5,735,036	0.25
Coca-Cola HBC AG	GBP	76,330	2,493,978	0.11
Diageo plc	GBP	104,621	3,849,173	0.16
Glencore plc	GBP	350,745	1,846,878	0.08
Halma plc	GBP	167,061	2,842,023	0.12
Pagegroup plc	GBP	462,476	2,919,126	0.12
Prudential plc	GBP	614,391	15,806,503	0.68
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	43,050	4,021,596	0.17
RELX plc	GBP	132,180	3,103,468	0.13
Rio Tinto plc	GBP	56,034	2,982,293	0.13
Royal Dutch Shell plc 'A'	GBP	12,215	409,004	0.02
Royal Dutch Shell plc 'B'	GBP	304,100	10,299,414	0.44
Unilever plc	GBP GBP	21,086 1,268,925	1,174,499	0.05
Vodafone Group plc	GDP	1,208,925	4,026,112	0.17

			キャピダル・インダーナショナル株式 ち価証券民事 (内国仏姿信		
		_		出書(内国投資信託受益証券)	
		_	120,605,531	5.16	
アメリカ合衆国					
Activision Blizzard, Inc.	USD	23,555	1,491,503	0.06	
AES Corp.	USD	565,941	6,129,141	0.26	
Agios Pharmaceuticals, Inc.	USD	63,390	3,624,006	0.16	
Alphabet, Inc. 'A'	USD	15,997	16,851,240	0.72	
Alphabet, Inc. 'C'	USD	28,729	30,062,026	1.29	
Amazon.com, Inc.	USD	73,054	85,434,461	3.66	
American Tower Corp., REIT	USD	27,851	3,973,502	0.17	
Amphenol Corp. 'A'	USD	85,262	7,486,004	0.32	
Apple, Inc.	USD	39,103	6,617,401	0.28	
Applied Materials, Inc.	USD	61,266	3,131,918	0.13	
Arch Capital Group Ltd.	USD	38,626	3,506,082	0.15	
Autodesk, Inc.	USD	44,776	4,693,868	0.20	
Baker Hughes a GE Co.	USD	60,058	1,900,235	0.08	
Bank of America Corp.	USD	71,795	2,119,388	0.09	
Bank of New York Mellon Corp. (The)	USD	53,070	2,858,350	0.12	
Berkshire Hathaway, Inc. 'B'	USD	15,118	2,996,690	0.13	
Biogen, Inc.	USD	3,328	1,060,201	0.05	
BlackRock, Inc.	USD	28,261	14,517,958	0.62	
Boston Scientific Corp.	USD	539,086	13,363,942	0.57	
Brighthouse Financial, Inc.	USD	1,071	62,803	-	
Broadcom Ltd.	USD	131,311	33,733,796	1.44	
Caterpillar, Inc.	USD	62,158	9,794,858	0.42	
CBS Corp. (Non-Voting) 'B'	USD	58,683	3,462,297	0.15	
Cerner Corp.	USD	74,490	5,019,881	0.22	
CF Industries Holdings, Inc.	USD	18,849	801,836	0.03	
CH Robinson Worldwide, Inc.	USD	32,295	2,877,162	0.12	
Chevron Corp.	USD	11,361	1,422,284	0.06	
Chubb Ltd.	USD	129,289	18,893,002	0.81	
CME Group, Inc.	USD	214,874	31,382,348	1.34	
Coca-Cola Co. (The)	USD	273,464	12,546,528	0.54	
ConocoPhillips	USD	36,372	1,996,459	0.09	
Core Laboratories NV	USD	11,703	1,282,064	0.06	
Costco Wholesale Corp.	USD	39,346	7,323,078	0.31	
Danaher Corp.	USD	43,914	4,076,098	0.17	
Deere & Co.	USD	51,464	8,054,631	0.35	
DENTSPLY SIRONA, Inc.	USD	29,951	1,971,674	0.08	
Digital Realty Trust, Inc., REIT	USD	17,792	2,026,509	0.09	
Domino's Pizza, Inc.	USD	8,990	1,698,750	0.07	
DowDuPont, Inc.	USD	199,771	14,227,691	0.61	
DXC Technology Co.	USD	38,918	3,693,318	0.16	
Eaton Corp. plc	USD	93,675	7,401,262	0.32	
Eli Lilly & Co.	USD	31,245	2,638,953	0.11	
Ensco plc 'A'	USD	381,403	2,254,092	0.10	
EOG Resources, Inc.	USD	48,112	5,191,766	0.22	
Equifax, Inc.	USD	69,857	8,237,537	0.35	
Facebook, Inc. 'A'	USD	299,088	52,777,068	2.26	
FedEx Corp.	USD	16,160	4,032,566	0.17	
Flex Ltd.	USD	150,963	2,715,824	0.12	
FLIR Systems, Inc.	USD	110,762	5,163,724	0.22	
Fortive Corp.	USD	65,322	4,726,047	0.20	
General Electric Co.	USD	203,750	3,555,438	0.15	
Gilead Sciences, Inc.	USD	50,801	3,639,384	0.16	
Global Payments, Inc.	USD	69,502	6,966,880	0.30	
GoDaddy, Inc. 'A'	USD	288,323	14,496,880	0.62	
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	USD	24,539	6,251,556	0.27	
Halliburton Co.	USD	86,662	4,235,172	0.18	
Hexcel Corp.	USD	13,745	850,128	0.04	
Hilton Worldwide Holdings, Inc.	USD	175,890	14,046,575	0.60	
Home Depot, Inc. (The)	USD	68,617	13,004,980	0.56	
IDEX Corp.	USD	98,025	12,936,359	0.55	
IDENV Laboratorias Inc	LICD	04,050	4.000,000	0.04	

31,359

USD

IDEXX Laboratories, Inc.

4,903,920

0.21

				出書(内国扮
Incyte Corp.	USD	212,925	20,166,127	0.86
Ingersoll-Rand plc	USD	19,224	1,714,589	0.07
Intel Corp.	USD	202,916	9,366,603	0.40
Intercontinental Exchange, Inc.	USD	82,350	5,810,616	0.25
Intuitive Surgical, Inc.	USD	42,053	15,346,822	0.66
J.P. Morgan Chase & Co.	USD	341,201	36,488,035	1.56
Johnson Controls International plc	USD	313,844	11,960,595	0.51
Juno Therapeutics, Inc.	USD	136,861	6,255,916	0.27
Mastercard, Inc. 'A'	USD	141,104	21,357,501	0.91
McDonald's Corp.	USD	31,526	5,426,255	0.23
Medtronic plc	USD	49,698	4,013,114	0.17
MercadoLibre, Inc.	USD	14,328	4,508,449	0.19
MetLife, Inc.	USD	14,228	719,368	0.03
MGM Resorts International	USD	163,496	5,459,131	0.23
Microsoft Corp.	USD	520,319	44,508,087	1.91
·	USD			
		129,878	5,558,778	0.24
Moody 's Corp.	USD	93,302	13,772,308	0.59
Morgan Stanley	USD	39,986	2,098,065	0.09
NetApp, Inc.	USD	19,489	1,078,132	0.05
Netflix, Inc.	USD	77,890	14,951,764	0.64
Newell Brands, Inc.	USD	207,004	6,396,424	0.27
Nielsen Holdings plc	USD	105,611	3,844,240	0.16
NIKE, Inc. 'B'	USD	232,397	14,536,432	0.62
Norwegian Cruise Line Holdings Ltd.	USD	291,357	15,514,760	0.66
Occidental Petroleum Corp.	USD	98,057	7,222,879	0.31
ON Semiconductor Corp.	USD	611,711	12,809,228	0.55
PayPal Holdings, Inc.	USD	84,479	6,219,344	0.27
PepsiCo, Inc.	USD	23,194	2,781,425	0.12
Philip Morris International, Inc.	USD	83,106	8,780,149	0.38
Praxair, Inc.	USD	98,254	15,197,929	0.65
Priceline Group, Inc. (The)	USD	11,065	19,228,093	0.82
QUALCOMM, Inc.	USD	125,575	8,039,312	0.34
Regeneron Pharmaceuticals, Inc.	USD	39,758	14,947,418	0.64
Royal Caribbean Cruises Ltd.	USD	67,651		0.35
-			8,069,411	
Samsonite International SA	HKD	1,591,937	7,314,941	0.31
Schlumberger Ltd.	USD	101,408	6,833,885	0.29
Seattle Genetics, Inc.	USD	88,507	4,735,125	0.20
Sempra Energy	USD	53,179	5,685,899	0.24
ServiceNow, Inc.	USD	53,745	7,007,811	0.30
Sherwin-Williams Co. (The)	USD	22,767	9,335,381	0.40
Starbucks Corp.	USD	302,088	17,348,914	0.74
State Street Corp.	USD	33,953	3,314,152	0.14
Symantec Corp.	USD	184,917	5,188,771	0.22
T Rowe Price Group, Inc.	USD	23,507	2,466,590	0.11
TE Connectivity Ltd.	USD	30,278	2,877,621	0.12
Tesla, Inc.	USD	44,080	13,724,308	0.59
Texas Instruments, Inc.	USD	126,839	13,247,065	0.57
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	68,715	13,047,604	0.56
	USD	34,034	9,346,417	0.40
TransDigm Group, Inc.	USD			
Trimble, Inc.		202,068	8,212,044	0.35
Twenty-First Century Fox, Inc. 'A'	USD	69,876	2,412,818	0.10
Ultragenyx Pharmaceutical, Inc.	USD	84,313	3,910,437	0.17
VeriSign, Inc.	USD	100,587	11,511,176	0.49
Vertex Pharmaceuticals, Inc.	USD	25,811	3,868,036	0.17
Visa, Inc. 'A'	USD	226,798	25,859,508	1.11
Walgreens Boots Alliance, Inc.	USD	34,871	2,532,332	0.11
Walt Disney Co. (The)	USD	47,651	5,122,959	0.22
Western Digital Corp.	USD	35,995	2,862,682	0.12
Weyerhaeuser Co., REIT	USD	48,828	1,721,675	0.07
Whirlpool Corp.	USD	10,482	1,767,684	0.08
Wynn Resorts Ltd.	USD	36,946	6,228,726	0.27
Yum Brands, Inc.	USD	18,544	1,513,376	0.07
	USD	99,259	7,150,618	0.31
Zoetis, Inc.	000		.,100,010	

				Е	DINET提出書
			キャピタル・イン・		
		-	有価証券履	<u>出書(内国投</u> 資	信託受益証券
			1,138,486,948	48.72	
株式合計			2,207,500,390	94.46	
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短	期金融商品の台	計	2,209,527,495	94.55	
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能	な有価証券と知	豆期金融商品			
転換社債型新株予約権付社債					
アメリカ合衆国					
Cobalt International Energy, Inc.	USD	29,000	7,921	-	
2.625% 01/12/2019					
Cobalt International Energy, Inc.	USD	1,119,000	302,130	0.01	
3.125% 15/05/2024					
Weatherford International Ltd. 5.875%	USD	1,890,000	2,053,012	0.09	
01/07/2021					
0170172021		-	2,363,063	0.10	
 転換社債型新株予約権付社債			2,363,063	0.10	
株式			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	
フランス					
1	EUR	11,610	2,576,401	0.11	
L'Oreal SA		-	0.570.404		
			2,576,401	0.11	
株式合計			2,576,401	0.11	
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能	な有価証券と知	短期金融商品の	4,939,464	0.21	
合計			4,939,404	0.21	
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への	D集合投資事業			<u> </u>	
集団投資スキーム- UCITS					
ルクセンブルク					
JPMorgan US Dollar Treasury Liquidity -	USD	60,823,019	60,823,019	2.61	

JPMorgan US Dollar Treasury Liquidity -60,823,019 Institutional(dist.) 60,823,019 2.61

	00,020,010	
集団投資スキーム合計- UCITS	60,823,019	2.61
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業合計	60,823,019	2.61

投資総額	2,275,289,978	97.37
銀行預金	51,128,884	2.19
その他の純資産/(負債)	10,403,528	0.44
純資産総額	2,336,822,390	100.00

^{1.} 証券は監視委員会により適正価額で評価されている

^{2.} 債務不履行中

買通貨	購入総額	売通貨	売却総額	決済日	カウンター ・パーティ	未実現利益 / (損失) (USD)	投資比率
USD	47,141	JPY	5,230,000	10/01/2018	J.P. Morgan	708	-
USD	646,971	JPY	72,396,000	23/01/2018	J.P. Morgan	3,800	-
先物為替	予約の未実現益					4,508	-
AUD Hedge	ed Share Class						
AUD	126,515	CHF	94,585	19/01/2018	J.P. Morgan	1,535	-
AUD	781,282	EUR	502,133	19/01/2018	J.P. Morgan	6,515	-

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1,679,983

0.07

投資
i
_
1 5

先物為替予約

先物為替予約の未実現益合計

買通貨	購入総額	売通貨	売却総額	決済日	カウンター ・パーティ	未実現利益 / (損失) (USD)	投資比率
AUD Hedge	d Share Class						
AUD	12,023	CHF	9,154	19/01/2018	J.P. Morgan	(24)	-
AUD	33,120	EUR	21,566	19/01/2018	J.P. Morgan	(60)	-
AUD	5,038	GBP	2,924	19/01/2018	J.P. Morgan	(19)	-
AUD	5,684	JPY	499,896	19/01/2018	J.P. Morgan	(5)	-
AUD	58,765	USD	45,866	19/01/2018	J.P. Morgan	(15)	-
CHF Hedge	ed Share Class						
CHF	1,279,110	EUR	1,099,191	19/01/2018	J.P. Morgan	(5,996)	-
EUR Hedge	d Share Class						
CHF	3,750	EUR	3,220	19/01/2018	J.P. Morgan	(15)	-
EUR	129,397	CHF	151,468	19/01/2018	J.P. Morgan	(209)	-
EUR	223,069	GBP	198,459	19/01/2018	J.P. Morgan	(181)	-
GBP	61,086	EUR	68,853	19/01/2018	J.P. Morgan	(175)	-
JPY	10,439,009	EUR	77,865	19/01/2018	J.P. Morgan	(798)	-
USD	957,351	EUR	804,970	19/01/2018	J.P. Morgan	(9,452)	-
GBP Hedge	ed Share Class						
GBP	81,362	CHF	107,297	19/01/2018	J.P. Morgan	(327)	-
GBP	478,292	EUR	541,915	19/01/2018	J.P. Morgan	(4,744)	-
SGD Hedge	ed Share Class						
SGD	16,059	CHF	11,740	19/01/2018	J.P. Morgan	(52)	-
SGD	94,401	EUR	59,253	19/01/2018	J.P. Morgan	(563)	-
SGD	36,340	GBP	20,137	19/01/2018	J.P. Morgan	(24)	-
ヘッジ・	シェアクラスのタ	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	の未実現損			(22,659)	-
					(22,659)	-	

先物為替予約の未実現損益総額

1,657,324

0.07

国名はCIF Annual Report原本に基づき投資国を表示している。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX) 純資産価額計算書

2017年12月31日現在

(USD)

資産	
投資有価証券 (時価)(注記2b)	2,275,289,978
TBA取引に係る投資有価証券(時価)(注記2f)	
銀行預金	51,129,735
未収配当金および未収利息 (源泉徴収税額控除後) (注記 2d,5b)	2,644,790
投資証券引受に係る未収入金	10,943,891
TBA取引に係る未収入金(注記2f)	
ヘッジ・エクイバレント・クラスの為替予約取引に係る未実現益 (注記7)	1,675,475
前払費用およびその他未収入金	586,885
投資有価証券売却に係る未収入金	
先物為替予約取引に係る未実現益 (注記6)	4,508

先物為督予約取引に係る未実現益 (注記 スワップ取引に係る未実現益 (注記8,9)

金融先物取引に係る未実現益 (注記10)

スワップ取引に係る未収利息

先物為替予約取引に係る未収入金

資産合計 2,342,275,262

負債

TBA取引に係る未払金((注記2f)
--------------	--------

投資有価証券買入に係る未払金	1,878,187
未払費用およびその他未払金	555,023
投資証券買戻に係る未払金	2,248,063
ヘッジ・エクイバレント・クラスの為替予約取引に係る未実現損(注記7)	22,659
未払運用報酬 (注記3a)	748,089
先物為替予約取引に係る未実現損 (注記6)	

1

当座貸越 851

スワップ取引に係る未実現損(注記8,9)

委託保証金

先物為替予約取引に係る未払金

スワップ取引に係る未払利子

金融先物取引に係る未実現損 (注記10)

負債合計 5,452,872

純資産合計 2,336,822,390

投資簿価金額 1,949,074,187

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

当座貸越は会計通貨の決済時に、利用可能な現金が準備されていないことで生じ得る。当ファンドは、通常、JPモルガン流動性ファンドが保有する現金で十分にカバーされており、この当座貸越残高とは、基準日における正味現金や保有している現金の計上

(USD)

遅延によるものである。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX) 損益および純資産変動計算書 2017年12月31日現在

収益 (注記2d) 20,662,822 受取配当金 (源泉徴収税額控除後) (注記5b) 804,149 債券および転換社債に係る利息 (源泉徴収税額控除後) (注記5b) 86,590 銀行預金利息 スワップ取引 (注記8、9) その他収益 (注記5b) 収益小計 21,553,561 費用 5,358,892 運用報酬 (注記3a) 473,523 管理手数料 (注記3b) 791,544 専門家サービス 359,809 年次税 (注記5a) 277,457 デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料(注記3b) 168,208 印刷費用 124,575 その他費用 スワップ取引 (注記8、9) 費用小計 7,554,008 費用の払戻し (注記3d) 292,909 投資純利益 / (損失) (a) 14,292,462 実現純利益 / (損失) 24,093,193 投資有価証券の売却取引 (注記2e) 金融先物取引(注記10) スワップ取引(注記8) 1,074,121 為替取引(注記2c) 25,167,314 当期実現純利益 / (損失) (b) 未実現評価利益 / (損失)の増減 314,318,848 投資有価証券 1,439,730 為替取引(注記2c) 金融先物取引(注記10) スワップ取引(注記8) 当期未実現評価利益 / (損失)の増減:(c) 315,758,578 当期損益 (a+b+c) 355,218,354 配当金の分配 (注記4) (2,275,545)1,129,908,315 当期投資証券の差引増減額 853,971,266 期首純資産総額 期末純資産総額 2,336,822,390

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX) 投資証券口数変動計算書

2017年12月31日現在

クラスA4		クラス B h-GBP	
期首投資証券口数	1,167,999	期首投資証券口数	9,969
引受投資証券口数	1,255,156	引受投資証券口数	524,187
買戻し投資証券口数	,,	買戻し投資証券口数	(213,072)
	2,423,155	期末投資証券口数	321,084
カバス矢皿ガロス	2,123,133		321,00+
クラスA7		クラス Bh-SGD	
期首投資証券口数	11,646,303	期首投資証券口数	9,992
引受投資証券口数	10,738,459	引受投資証券口数	283,633
買戻し投資証券口数	(3,011,653)	買戻し投資証券口数	(262,606)
期末投資証券口数	19,373,109	期末投資証券口数	31,019
クラス B		クラス C	25 405 554
期首投資証券口数	1,442,254	期首投資証券口数	35,607,554
引受投資証券口数	10,080,533	引受投資証券口数	51,936,175
買戻し投資証券口数	(1,259,576)	買戻し投資証券口数	(725,027)
期末投資証券口数	10,263,211	期末投資証券口数	86,818,702
クラス B d		クラスCad	
期首投資証券口数	6,449	期首投資証券口数	3,115,518
引受投資証券口数	10,714,088	引受投資証券口数	2,874,660
買戻し投資証券口数	(4,901,314)	買戻し投資証券口数	(188,009)
期末投資証券口数	5,819,223	期末投資証券口数	5,802,169
クラス B gd	£ 250	クラス C adh-AUD	50.405
期首投資証券口数	6,350	期首投資証券口数	52,437
引受投資証券口数	98,563	引受投資証券口数	338,687
買戻し投資証券口数	(2,407)	買戻し投資証券口数	(5,638)
期末投資証券口数	102,506	期末投資証券口数	385,486
クラス B h-CHF		クラス C h-CHF	
期首投資証券口数	10,008	期首投資証券口数	
引受投資証券口数	39,630	引受投資証券口数	95,522
買戻し投資証券口数		買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	49,638	期末投資証券口数	95,522
		<i>h</i> = 7 N	
クラス B h-EUR 期苦い姿証券口数	1 770 444	クラスN 期苦仏姿証券口物	110 277
期首投資証券口数	1,779,444 6,703,888	期首投資証券口数	112,377 548,431
引受投資証券口数 買戻し投資証券口数	(1,553,634)	引受投資証券口数 買戻し投資証券口数	(76,686)
		-	
期末投資証券口数	6,929,698	期末投資証券口数	584,122

			有114世分庙山青(17
クラスNgd		クラス Z dh-EUR	
期首投資証券口数	4.551	期首投資証券口数	5 .051
引受投資証券口数	4,771	引受投資証券口数	7,851
買戻し投資証券口数		買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	4,771	期末投資証券口数	7,851
クラスNℎ-EUR		クラスZgd	
期首投資証券口数		期首投資証券口数	5,000
引受投資証券口数	139,670	引受投資証券口数	358,957
買戻し投資証券口数	(928)	買戻し投資証券口数	(298,000)
期末投資証券口数	138,742	期末投資証券口数	65,957
クラス T		クラスZh-CHF	
期首投資証券口数	26,384	期首投資証券口数	29,880
引受投資証券口数	93,076	引受投資証券口数	641,551
買戻し投資証券口数	(47,977)	買戻し投資証券口数	(6,866)
期末投資証券口数	71,483	期末投資証券口数	664,565
#=7 Tad		クラスZh-EUR	
クラスTgd 期首投資証券口数	5,000	ガラスとII-cok 期首投資証券口数	350,246
引受投資証券口数	43,718	别自投資証分口数 引受投資証券口数	2,627,756
買戻し投資証券口数	(3,792)	ラマガ貝証分口数 買戻し投資証券口数	(891,053)
- 単次 Oix 真証 か ロ	44,926	期末投資証券口数	2,086,949
初个汉美能为自然	,,,220	州小汉吴毗万口双	2,000,747
ウラスTgdh-EUR		クラスZh-GBP	
期首投資証券口数	10,039	期首投資証券口数	131,156
引受投資証券口数	6,325	引受投資証券口数	3,880
買戻し投資証券口数	(1,186)	_ 買戻し投資証券口数	(6,702)
期末投資証券口数	15,178	期末投資証券口数	128,334
クラスTh-EUR		クラスZh-SGD	
期首投資証券口数	17,561	期首投資証券口数	9,992
引受投資証券口数	8,927	引受投資証券口数	
買戻し投資証券口数	(1,803)	買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	24,685	期末投資証券口数	9,992
クラス Z		クラスZL	
期首投資証券口数	8,003,656	期首投資証券口数	4,951
引受投資証券口数	13,245,139	引受投資証券口数	,
買戻し投資証券口数	(4,141,938)	買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	17,106,857	期末投資証券口数	4,951
クラス Z d		クラスZLd	
フノスとU 期首投資証券口数	532,545	期首投資証券口数	20,882,765
初自汉真证为山奴 引受投資証券口数	257,706	引受投資証券口数	4,475,638
コヌ双貝証がロ奴 買戻し投資証券口数	(88,377)	買戻し投資証券口数	(4,286,272)
員庆 ∪投員証分□数 期末投資証券口数	701,874	期末投資証券口数	21,072,131
**************************************	, , , , , , ,		,_,_,_,_
クラス Z Lgd			
期首投資証券口数	4,951		
引受投資証券口数			
買戻し投資証券口数			

期末投資証券口数	4,951
クラス Z Lh-CHF	
期首投資証券口数	9,805
引受投資証券口数	
買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	9,805
クラスZLh-EUR	
期首投資証券口数	9,861
引受投資証券口数	
買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	9,861
クラス Z Lh-GBP	
期首投資証券口数	9,915
引受投資証券口数	
買戻し投資証券口数	
期末投資証券口数	9,915
期末投資証券口数 総合計	181,182,422

キャピタル・インターナショナル・ファンド 財務書類に関する注記 2017年12月31日現在

- キャピタル・インターナショナル・ファンド(以下「CIF」という。)の概要 1)
- a. 法制

CIFは、ルクセンブルク籍外国投資法人の投資証券 (Societe d'Investissement a Capital Variable (以下 「SICAV」という。)) であり、2010年12月17日付ルクセンブルク法第1部に基づきUCITSとして設立された。 また、2013年2月1日から、CIFは自らが管理会社となるSICAVより、キャピタル・インターナショナル・マネジメント・ カンパニー・S.a r.I (以下「管理会社」という。)という名称のマネジメントカンパニーが管理会社となるSICAVへ変 更となった。

尚、運営は1969年12月30日より開始されている。

ファンド

CIFはアンプレラ形式を採用しており、現在以下のファンド(以下「ファンド」という。)で構成されている。

キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド (LUX)

キャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド(LDX)

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ (LUX)

キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド (LUX)

キャピタル・グループ・ヨーロピアン・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX) キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)

キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ (LUX)

キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)

キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)

キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド (LUX)

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー(LUX) キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ(LUX)

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (LUX)

キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド (LUX)

キャピタル・グループ・US・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(設定日 2017年3月21日)

キャピタル・グループ・AMCAP・ファンド(LUX)(設定日 2017年6月16日)

キャピタル・グループ・US・ハイ・イールド・ファンド(LUX)(設定日 2017年10月30日)

c. 投資証券クラスおよび通貨

各ファンドは、A、A4、A7、A9、A11、B、C、N、T、X、Z、ZLのクラスに分かれる。また、いくつかの クラスはエクイバレント・クラスにさらに分かれる。

純資産価額の発表、投資証券の取引の申込および報告書の作成は各支払通貨で行なわれている。ただし、ヘッジ・エクイバレント・クラス、分配型ヘッジ・エクイバレント・クラスに関しては特定通貨のみ。当期末時点に残高のある全てのクラスを開示している。また、残高のある全てのクラス並びに可能な支払通貨については管理会社のホームページ thecapital group.com/international より入手可能となっている。

2017年11月13日付にて、キャピタル・グループ・アジア・パシフィック(除く日本)・エクイティ・ファンド(LUX) (2017年12月18日付にて償還)、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ (LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド (LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド (LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・ガループ・グローバル・ボンド・ファンド (LUX)の会計通貨をユーロから米ドルへ、また、キャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド (LUX)の会計通貨をユーロから日本円へ変更した。

ファンドの会計通貨(財務会計用の通貨であり、基準通貨とは異なることもある)は、米ドルであるキャピタル・グループ・アジア・パシフィック(除く日本)・エクイティ・ファンド、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ、キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー、キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド、キャピタル・グループ・US・コーポレート・ボンド・ファンド、キャピタル・グループ・OS・ハイ・イールド・ファンド、および日本円であるキャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンドを除き、ユーロである。基準通貨はファンドが投資目的に保有する現金の通貨である。

連結純資産価額計算書、並びに連結損益および純資産変動計算書は、各サブ・ファンドの純資産価額計算書、並びに 損益および純資産変動計算書を、2017年12月31日現在の為替レートで会計通貨に換算し合計したものである。

d. 配当方針

- ・クラス A、 A 4、 A 7、 A 9、 A 11、 B、 C、 N、 T、 X、 Z、 Z L 並びにヘッジ・エクイバレント・クラスは、現在配当金の分配を行なわないクラスである。
- ・分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラスは、取締役会により配当金を分配するよう推奨されているクラスである。

"d"または"dh"表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス 配当金は、一般に純投資収益(源泉徴収税額および費用を控除した後の投資収益)相当である。特定のクラスはいかなる 計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

"gd"または"gdh"表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス 配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額控除後、但し費用控除前の投資収益)の実質相当部分である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

"ad"または"adh"表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス 配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額および費用を控除した後の投資収益)および各クラスの為替取引にかかる 実現損益相当額である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

"fd"表示のある分配型エクイバレント・クラス

配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額控除後、但し費用控除前の投資収益)の実質相当部分であり、取締役会により毎月分配するよう推奨されているクラスである。配当金は、純投資収益を超過して分配することがある。また、元本の一部からも分配を行うことがある。

詳細については、財務書類に関する注記4に開示している。

e. 会計年度

CIFの会計年度は1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2) 重要な会計方針

a. 基本事項

当財務書類は、定款、目論見書、およびルクセンブルク法の規定、市場慣行および規制上の要件に準拠して作成されている。

b. 投資有価証券の評価

下記()に該当する場合を除き、公的な証券取引所に上場している有価証券またはその他の規制のある市場で取引されている有価証券は、ファンドの純資産計算日における各有価証券の主要取引市場で発表される直近の相場もしくはその時点で入手可能な価格、または取締役会が承認した価格情報会社より提供される直近の相場もしくはその時点で入手可能な価格を用いて評価される。また、その他の有価証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格情報会社から提供された価格、もしくは同等の利回り相当額により評価される。

UCITS、あるいはUCIsとして発行されている有価証券は、適用する純資産価額計算日において入手し得る直近の基準

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

価額で評価されるが、当該有価証券が上場されている場合には上記の項目()に従って評価される場合がある。

短期金融市場商品は、額面に経過利息を加算した額、または取締役会により承認された手続きに従い誠実に決定された公正な価値で評価されることが保証される場合には償却原価法を使用して評価される。

OTCデリバティブの清算価格は取締役会により承認された清算機関からの情報に基づいて決定されることとする。上記(i)から()に記述した価格情報元からの適正な時価提供が間に合わない場合、または純資産価額算出前に発生した事象により、上記(i)に準じて評価されたポートフォリオの評価精度が著しく影響される場合は、取締役会において、またはその指示により決定された理論価格で評価を行う。係る理論価格の適用は、より適正な純資産額の評価を行い、また結果として起こりうる短期転売を目的とする投資家による潜在的な裁定機会を排除、あるいは大幅に軽減することを意図している。

c 外貨

ユーロ以外の通貨建て資産および負債は、2017年12月31日現在の為替レートでユーロに換算されている。また、ユーロ以外の通貨での期中取引は、取引時の為替レートでユーロに換算されている。2016年12月31日から2017年12月31日までの期間の、未決済の先物為替予約並びにその他資産および負債に係る未実現純利益または損失の変動は、「為替取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。当期中に満期となった先物為替予約を含め、為替に係る実現純利益または損失は、「為替取引に係る実現純(損)益」に開示されている。

2017年12月31日の適用為替レートはキャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド(LUX)は135.193097618日本円/ユーロ、他の全ファンドは1.199849990米ドル/ユーロが適用された。

d. 収益

配当金は、当該有価証券の配当落ち日に計上され、受取利息は日割計算で計上されている。 転換社債、減債基金付社債、減債基金付コーラブル債、インデックス連動債、インフレ連動債、利付債、ユニタイズ ド・ボンドのプレミアムおよびディスカウントは実効金利法で償却される。その他の確定利付証券のプレミアムおよび ディスカウントは定額法で償却される。

e. 投資有価証券の売却に係る実現利益または損失

投資有価証券の売却に係る実現利益または損失は平均取得原価に基づき算出されている。確定利付証券の売却による 利益および損失は先入先出法で算出されている。

f. モーゲージ証券-To Be Announced取引(TBA取引)

TBA契約はファニー・メイ、フレディ・マック、ジニー・メイなどが発行するエージェンシー・モーゲージ・パススルー証券の先渡契約である。受渡しされる特定証券(特定のモーゲージ・プール)は約定日には明らかにされておらず、受渡日の2日前に通知される。しかし、受渡しされる証券は、額面金額、クーポン・レート、満期など「グッド・デリバリー」という業界基準を満たさなければならない。TBA取引は証券業・金融市場協会が発表するカレンダーに基づいて毎月一度、受渡しが行われる。

TBAポジションは投資明細表に開示されている。TBA取引により購入した債券は決済が完了するまでは購入代金は未払金に相当し、純資産価額計算書の「TBA取引に係る未払金」に開示されている。

投資明細表のネガティブ・ポジションはファンドのTBA取引の売り約定が反映されている。その約定が決済されるまでは未収入金に相当し、「TBA取引に係る未収入金」に開示されている。

TBA取引に係る実現損益および未実現評価額(償却額)の増減は「投資有価証券の売却取引に係る実現純(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

g. スイング・プライシング調整

ファンドは大口設定、解約、移管によって純資産価額が希薄化する。その希薄化はキャッシュの流出入に対応するため、証券売買時に発生する発注・その他のコストが正しく反映されていない純資産価額にて売買する投資家によって生じる。その希薄化の影響を排除するため、評価基準にスイング・プライシングの方針を採用する。ファンド基準日における設定または解約額の総額があらかじめ決められた純資産価額の一定割合を超えた場合、キャッシュの流出入に伴い、インベストメント・アドバイザーが行う証券売買にかかるコストを反映させるため、純資産価額は上方または下方修正される。

純資産価額のスイング・プライシング調整は事前に定義されたファクターに基づいて系統的に一貫して適用される。 価額調整はファンドによって異なるが通常、元の純資産価額の2%を超えない。投資家の利益を保護するために、特定 のファンドにおいて純資産価額のスイング・プライシング調整を保留したり、特別な状況において価額調整限度額を大 きくすることもある。価額調整については純資産価額とともに管理会社のホームページ

thecapitalgroup.com/internationalにて公開されている。現状の取引やコストを反映するため、管理会社およびそのコンダクティング・オフィサーが継続して見直しを行い、価額調整ファクターは定期的に再評価される。

2017年12月31日現在、純資産価額を調整したファンドはない。

3) 費用

a. 運用報酬

CIFは、以下に指定された年率で運用報酬を支出している。この報酬は販売会社、管理会社およびその他の仲介業者による投資家に対するサービスまたは投資関連の類似サービスの手数料として支払われている。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX)

投資証券クラスおよびエクイバレント・クラス

クラスC、並びにエクイバレント・クラス

運用報酬に関する個別契約の締結が必須となる。

b. デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料

ファンドは、デポジタリー、カストディアンおよび管理会社としてJ.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.を任命している。デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料はファンドの総資産に応じて異なるほか、カストディ費用はポートフォリオの国別構成比に応じて異なる。

CIFは以下の年間実効料率にてカストディ・デポジタリー費用およびファンド管理手数料を支出した。なお、料率は期中平均純資産額に基づいて算出されている。

	デポジタリー・ カストディ費用	ファンドの 管理手数料
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)	0.02%	0.03%

c. 関係会社との取引

損益および純資産変動計算書上の「専門家サービス」は、2017年12月31日で終了する年度に受けた管理サービス料として管理会社から請求された総額1,066,237ユーロを含む。

d. 費用の払戻し

各投資証券クラスはあらゆるタイプの投資家のニーズに対応するべく設計されており、投資収益の一部として反映される総費用率は各クラスで異なっている。投資証券クラス間の違いについては、CIFの目論見書に、より詳細に説明されており、ホームページ thecapital group.com/international より入手可能となっている。

各ファンドの総費用率(運用報酬を除く)は、管理会社が設定した以下の基準値を上回らないように運営が行なわれている。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX) クラス C、並びにエクイバレント・クラス 0.15%

2017年1月1日付にて、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンドおよびキャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドのクラスZ並びに各エクイバレント・クラスの払戻の基準値は0.00%に縮小された。

2017年12月31日現在、ファンドで日々発生し、管理会社によって払戻される金額の合計は以下に示すとおりである。また、この払戻に係る方針は管理会社の決定により随時変更または取り下げることができる。

	(080)
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)	292,909

4) 配当金の分配

配当方針の詳細は、財務書類に関する注記の1)dに記載がある。 2017年12月31日に発表された配当額は当ファンドが保有しているクラスでは該当なし。

5) 税金

a. 年次税

ルクセンブルクにおいて、CIFは、各ファンドの各投資証券クラスの純資産総額に対して課される年率0.05%のみが年次税として徴収される。しかし、機関投資家専用の投資証券クラスについては、ルクセンブルクの法律で規定されるように、年率0.01%の軽減税率が2017年12月31日決算のクラスA、A4、A7、A9、C、並びに各エクイバレント・クラスに適用された。この軽減税率の適用が今後否認されないという保証はなく、また一度適用されたことが将来にわたる継続を保証するものではない。年次税は日割で計上され、四半期ごとに支払われ、四半期末の各クラスの純資産総額を基に算定されている。

b. 外国税額

有価証券に係るキャピタル・ゲインおよびインカム収益は、それぞれキャピタル・ゲイン税と源泉徴収税が課せられる。CIFはそのような税金の全額還付を見込んではいないが、ルクセンブルクと各国との租税条約に定める制限税率に従い、源泉徴収税の一部が還付される可能性がある。

CIFの方針において、源泉徴収税および各国のキャピタル・ゲイン税に関する重要な潜在的負債については未払計上を行っている。

一定条件の下、CIFは、適用される租税措置において申請価値があると見なした場合は、各国の税務当局へ還付申請を行うことがある。これらの申請は性質として複雑であり、各地域の手続規定および判例法が適用される。

を行うことがある。これらの申請は性質として複雑であり、各地域の手続規定および判例法が適用される。 不確実性が見込まれた場合、ルクセンブルクで適用される会計原則に従い、CIFは見込みでの税還付を未収計上しない。還付が確定すると、源泉徴収税やキャピタルゲイン税還付金は確定通知に基づき「その他収益」、あるいは「投 資有価証券の売却取引に係る実現純益」として計上される。

2017年12月31日に終了した会計年度において、ファンドへの返済はない。

6) 先物為替予約

最適な通貨配分を達成する事を目的として、ファンドは、特定通貨の貨幣価値が下落するリスクを低減する為、先物為替予約を締結する。ファンドは、財務書類に関する注記7に記述されているヘッジ・エクイバレント・クラスの場合を除き、体系的にどの通貨に対しても通貨エクスポージャーをヘッジする事を意図しない。

先物為替予約は、報告日現在の先物為替レートに基づき評価され、その結果生じた未実現利益または損失の純変動は損益および純資産変動計算書に含まれている。

7) ヘッジ・エクイバレント・クラス

分配型を含む各ヘッジ・エクイバレント・クラスは、特定通貨以外のエクスポージャーを制限することを目的として、各ファンドのヘッジ・エクイバレント・クラスに対する資産の大部分において、J.P. Morgan Chase Bank, N.A. が為替オーバレイ パッシブ・ヘッジの運営を行っている。

該当クラスの資金移動や純資産額の変動が小さい場合には、その都度、為替オーバレイ パッシブ・ヘッジの調整が行なわれない場合がある。為替オーバレイ パッシブ・ヘッジは、為替変動のエクスポージャーを完全に排除するものではなく、また該当の通貨に流動性がない場合や、他通貨と密に連動している場合などは、代替ヘッジでの運営を行う場合もある。各ヘッジ・エクイバレント・クラスのリターンが、その他の各クラスのリターンより徐々に大きく乖離していく可能性があり、また為替オーバレイ パッシブ・ヘッジ運用によって、ポートフォリオの通貨分散から期待しうる運用利益が減少する可能性がある点について、受益者は留意する必要がある。(ファンドのポートフォリオレベルで実施されるヘッジの一部オフセット取引を含む)

為替オーバレイ パッシブ・ヘッジに係る費用、およびヘッジ取引から生じる損益は、各ヘッジ・エクイバレント・クラスに限り負担する。

これらのクラスは "h" およびヘッジされている通貨が記載されている。

実際の為替オーバレイ パッシブ・ヘッジの運用方法は各ファンドにより異なる。

8) クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・ポートフォリオへのエクスポージャーを分散するため、またはクレジット・リスクをヘッジするため、クレジット・デフォルト・スワップ・インデックス (CDXs) に投資することがある。CDXはハイ・イールド債など似た特性のクレジット・デフォルト・スワップで構成されている。一般的なCDX取引ではプロテクションの買い手がプロテクションの売り手に契約に従って定期的に支払を行う。特定の参照債務にデフォルトや債務の再構築などのクレジット・イベントが発生した場合、プロテクションの売り手はプロテクションの買い手にそのクレジットの損失を支払わなければならない。ファンドはプロテクションの買い手または売り手としてCDX取引に参加する。

未実現損益は純資産価額計算書の「スワップ取引に係る未実現(損)益」に開示されている。実現損益および手数料は 損益および純資産変動計算書の「スワップ取引に係る実現純(損)益」および「スワップ取引に係る未実現評価(損)益 の増減」に開示されている。

9) 金利スワップ

金利スワップは、通常交換されずに計算根拠の役割を果たす想定元本に基づいて一定期間の金利(通常は固定金利と変動金利)を交換する事を当事者間で合意する双務契約である。

金利スワップはNAV算出日毎に時価評価される。時価は契約に基づきプライシング・エージェント、マーケット・メイカーまたは内部モデルによって評価される。未実現損益は純資産価額計算書の「スワップ取引に係る未実現(損)益」に開示されている。実現損益および手数料は損益および純資産変動計算書の「スワップ取引に係る実現純(損)益」および「スワップ取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

10) 金融先物取引

金融先物取引は、固定価格での原資産の先受渡しまたは将来の特定の日における原資産の価値の変動に基づく現金額を規定している。先物契約を締結する際には、サブ・ファンドは、当初証拠金として契約金額のある一定割合相当額の現金または有価証券をブローカーに預託する必要がある。変動証拠金の支払は、サブ・ファンド毎に定期的に行われ、これは未決済先物契約の時価の変動に基づいている。

金融先物取引の未実現利益/損失は、純資産価額計算書の「金融先物取引に係る未実現益/損」に開示されている。未 決済金融先物取引の時価の変動は、損益および純資産変動計算書の「未実現評価利益 / (損失)の増減」内の「金融先物 取引」に開示されている。未決済時と決済時の先物価格の差である実現損益は決済時または期日に損益および純資産変 動計算書の「実現純利益 / (損失)」内の「金融先物取引」に開示されている。

11) 担保

2017年12月31日現在、店頭デリバティブの取引目的でブローカーおよびカウンターパーティーに授受された現金および非現金担保で構成された受取/支払担保は、以下のとおりである。

	サブファンド 通貨	カウンターパーティ /ブローカー	担保の 種類	受取担保額	支払担保額
キャピタル・グループ・グローバル・ハ	USD	Citibank	現金	_	305,000
イ・インカム・オポチュニティーズ					
(LUX)					

				1 2 1 1 1 1 1 1 1 2 2 3	
キャピタル・グループ・グローバル・ハ	USD	J.P.Morgan	現金	-	332,000
イ・インカム・オポチュニティーズ					
(LUX)					
 キャピタル・グループ・グローバル・ボ	USD	Citibank	債券	-	812,000
ンド・ファンド (LUX)					
キャピタル・グループ・グローバル・ボ	USD	Goldman Sachs	債券	-	69,000
ンド・ファンド (LUX)					
 キャピタル・グループ・ユーロ・ボン	EUR	Citibank	 債券	-	171,000
ド・ファンド (LUX)					
 キャピタル・グループ・ユーロ・コーポ	EUR	Citibank	 債券	-	182,000
レート・ボンド・ファンド (LUX)					
<u></u>	USD	Citibank	 債券	-	489,000
ンターミディエイト・ボンド・ファンド					
(LUX)					

12) クロス・インベストメント

2017年12月31日現在、サブ・ファンド間のクロス・インベストメント総額は9,916,036ユーロである。クロス・インベストメント総額を除いた年末時点における総純資産総額は7,011,063,329ユーロになる。

- ベーンノー総訳を称いた十木時無に切ける	が心に負性が説は1,011,000,020ユーロにも	. ⊘。	
サブ・ファンド	クロス・インベストメント	通貨	時価(USD)
キャピタル・グループ・グローバル・アブ ソリュート・インカム・グロワー(LUX)	キャピタル・グループ・グローバ ル・ハイ・インカム・オポチュニ ティーズ(LUX)	USD	11,897,756

13) リスクエクスポージャーの算出方法

金融派生商品の利用に起因する海外エクスポージャーの算出方法は、全てのファンドにおいてCSSF通達11/512に基づきコミットメント法を採用している。

14) 後発事象

2018年2月13日付で、キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)が設定された。

15) 取引費用

取引費用は、有価証券および派生商品の取引に関連して発生した費用である。当該費用は、印紙税、諸税、売買委託 手数料から成り、投資簿価の一部として記帳される。

2017年12月31日に終了した会計年度における、当該費用は次のとおりである。

	(USD)
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX)	1,487,551

固定利付商品の取引については、売買委託手数料は別途発生しない。当該取引の費用は、"マークアップ"として知られ、取引価格に含まれる。この為、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・US・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)およびキャピタル・グループ・US・ハイ・イールド・ファンド(LUX)については、該当する開示情報はない。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

「キャピタル世界株式マザーファンド」および「キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」の投資対象である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド(「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」)は、三菱UFJ国際投信株式会社の 委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日(平成19年9月26日)より各計算期間 の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は平成29年7月25日から平成30年7月23日 までとなっております。ただし、同マザーファンド(「日本短期債券マザーファンド」)は当該監査の対象で

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

(有価証券明細表)

(平成30年7月23日現在)

()	月仙祉芬明湖衣 <i>)</i> ————————————————————————————————————			1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		/月23日現任)
		利率			額面		評価額
国名	銘柄名	(%)	償還日	種類	(千円)	単価 (円)	評価金額(円)
日本	第4回クレディ・アグリ コル・エス・エー円貨社 債(2014)	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.387	100,387,000
日本	第6回ロイズ・バンキン グ・グループ・ピーエル シー円貨社債(2018)	0.65	2023/5/30	社債券	100,000	100.05	100,050,000
日本	第1回バンコ・サンタン デール・エセ・アー非上 位円貨社債(2017)	0.568	2023/1/11	社債券	100,000	98.773	98,773,000
日本	第19回ルノー円貨社債(2017)	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	100.074	100,074,000
日本	第237回四国電力社債 (一般担保付)	2.05	2018/11/22	社債券	100,000	100.661	100,661,000
日本	第316回北海道電力	1.164	2020/6/25	社債券	100,000	101.993	101,993,000
日本	第4回富士フイルムホールディングス(社債間限定同順位特約付)	0.005	2020/3/3	社債券	100,000	99.827	99,827,000
日本	第50回日本電気(社債間 限定同順位特約付)	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.115	100,115,000
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.203	100,203,000
日本	第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付)	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	99.988	99,988,000
日本	第7回あおぞら銀行(社債 間限定同順位特約付)	0.08	2019/9/9	社債券	100,000	99.976	99,976,000
日本	第28回三菱東京UFJ銀 行(劣後特約付)	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	103.455	103,455,000
日本	第6回りそな銀行(劣後特約付)	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	103.184	103,184,000
日本	第8回三井住友信託銀行 (社債間限定同順位特約 付)	0.234	2019/7/22	社債券	100,000	100.183	100,183,000
日本	第23回三井住友銀行(劣 後特約付)	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	103.469	103,469,000
日本	第22回東京センチュリー リース(社債間限定同順 位特約付)	0.06	2021/4/13	社債券	100,000	99.913	99,913,000
日本	第75回アコム(特定社債間限定同順位特約付)	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	99.902	99,902,000
日本	第69回日立キャピタル (社債間限定同順位特約付)	0.08	2020/12/18	社債券	100,000	99.914	99,914,000
日本	第43回野村ホールディン グス	0.454	2019/2/25	社債券	100,000	100.213	100,213,000

EDINET提出書類

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

日本	第15回イオンモール(社	0.03	2021/7/2	社債券	100,000	99.918	99,918,000
	債間限定同順位特約付)						
	合	計			2,000,000		2,012,198,000

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(2018年12月7日から2019年6月6日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【キャピタル世界株式ファンドNF】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第1期 2018年12月6日現在	第2期中間計算期間 2019年6月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,481,315	413,699,489
親投資信託受益証券	2,169,914,838	3,095,651,676
流動資産合計	2,198,396,153	3,509,351,165
資産合計	2,198,396,153	3,509,351,165
負債の部		
流動負債		
未払金	2,915,494	22,000,000
未払解約金	748,129	341,028,643
未払受託者報酬	64,725	327,313
未払委託者報酬	2,362,395	11,947,001
未払利息	78	1,133
その他未払費用	149,804	757,619
流動負債合計	6,240,625	376,061,709
負債合計	6,240,625	376,061,709
純資産の部		
元本等		
元本	2,220,906,112	3,104,434,988
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	28,750,584	28,854,468
元本等合計	2,192,155,528	3,133,289,456
純資産合計	2,192,155,528	3,133,289,456
負債純資産合計	2,198,396,153	3,509,351,165

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第1期中間計算期間 自 2018年4月13日 至 2018年10月12日	第2期中間計算期間 自 2018年12月7日 至 2019年6月6日
営業収益		
有価証券売買等損益	110,928,468	118,600,435
営業収益合計	110,928,468	118,600,435
三 営業費用		
支払利息	23,112	33,804
受託者報酬	87,706	327,313
委託者報酬	3,201,179	11,947,001
その他費用	203,426	757,619
営業費用合計	3,515,423	13,065,737
営業利益又は営業損失()	114,443,891	105,534,698
経常利益又は経常損失()	114,443,891	105,534,698
中間純利益又は中間純損失()	114,443,891	105,534,698
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,352,818	53,605,906
期首剰余金又は期首欠損金()	-	28,750,584
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,175,994	15,105,620
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	15,105,620
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	93,175,994	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,779,141	9,429,360
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	6,779,141	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	9,429,360
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	30,399,856	28,854,468

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資	
	信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

	第1期		第2期中間計算期間		期間
	2018年12月6日現在			2019年6月6日至	見在
1.	当該計算期間の末日における受益権の	D総数	1.	当該中間計算期間の末日におけ	ける受益権の総数
		2,220,906,112□			3,104,434,988□
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第5 定する額	5条の6第10号に規	2 .	投資信託財産の計算に関する規 定する額	見則第55条の6第10号に規
	元本の欠損	28,750,584円		元本の欠損	- 円
3 .	当該計算期間の末日における1単位当	たりの純資産の額	3.	当該中間計算期間の末日におけ の額	ける1単位当たりの純資産
	1口当たり純資産額	0.9871円		1口当たり純資産額	1.0093円
	(1万口当たり純資産額)	(9,871円)		(1万口当たり純資産額)	(10,093円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第1期	第2期中間計算期間
項目	自 2018年4月13日	自 2018年12月7日
	至 2018年12月6日	至 2019年6月6日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として	中間貸借対照表上の金融商品は原則と
	すべて時価で評価しているため、貸借対	してすべて時価で評価しているため、中
	照表計上額と時価との差額はありませ	間貸借対照表計上額と時価との差額はあ
	h.	りません。
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券	(1)親投資信託受益証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭
	債務	債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿	同左
	価額と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づ	同左
足説明	く価額のほか、市場価格がない場合には	
	合理的に算定された価額が含まれること	
	もあります。当該価額の算定においては	
	一定の前提条件等を採用しているため、	
	異なる前提条件等によった場合、当該価	
	額が異なることもあります。	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

	第1期	第2期中間計算期間	
項目	自 2018年4月13日	自 2018年12月7日	
	至 2018年12月6日	至 2019年6月6日	
期首元本額	100,000円	2,220,906,112円	
期中追加設定元本額	2,396,934,947円	2,046,594,571円	
期中一部解約元本額	176,128,835円	1,163,065,695円	

【キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)】

(1)【中間貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第1期 2018年12月6日現在	第2期中間計算期間 2019年6月6日現在
 資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,921,912	36,723,628
親投資信託受益証券	239,680,134	634,378,658
流動資産合計	251,602,046	671,102,286
資産合計	251,602,046	671,102,286
負債の部		
流動負債		
未払金	2,936,594	29,045,674
未払解約金	-	1,598,342
未払受託者報酬	6,870	42,497
未払委託者報酬	250,642	1,551,054
未払利息	32	100
その他未払費用	15,869	98,307
流動負債合計	3,210,007	32,335,974
負債合計	3,210,007	32,335,974
純資産の部		
元本等		
元本	269,007,384	655,425,114
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	20,615,345	16,658,802
元本等合計	248,392,039	638,766,312
純資産合計	248,392,039	638,766,312
負債純資産合計	251,602,046	671,102,286

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位:円)
	第2期中間計算期間 自 2018年12月7日 至 2019年6月6日
営業収益	
有価証券売買等損益	17,662,261
営業収益合計	17,662,261
営業費用	
支払利息	5,390
受託者報酬	42,497
委託者報酬	1,551,054
その他費用	98,307
営業費用合計	1,697,248
営業利益又は営業損失()	15,965,013
経常利益又は経常損失()	15,965,013
中間純利益又は中間純損失()	15,965,013
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,794,809
期首剰余金又は期首欠損金()	20,615,345
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,152,101
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,152,101
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,365,762
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	12,365,762
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	16,658,802

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資	
	信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

	第1期			第2期中間計算期	月間 日本
	2018年12月6日現在			2019年6月6日現	l在
1 .	当該計算期間の末日における受益権の紹	総数	1.	当該中間計算期間の末日におけ	る受益権の総数
		269,007,384□			655,425,114□
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第55条 定する額	その6第10号に規	2 .	投資信託財産の計算に関する規 定する額	則第55条の6第10号に規
	元本の欠損	20,615,345円		元本の欠損	16,658,802円
3 .	当該計算期間の末日における1単位当た	りの純資産の額	3 .	当該中間計算期間の末日におけ の額	る1単位当たりの純資産
	1口当たり純資産額	0.9234円		1口当たり純資産額	0.9746円
	(1万口当たり純資産額)	(9,234円)		(1万口当たり純資産額)	(9,746円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第1期	第2期中間計算期間
項目	自 2018年8月21日	自 2018年12月7日
	至 2018年12月6日	至 2019年6月6日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として	中間貸借対照表上の金融商品は原則と
	すべて時価で評価しているため、貸借対	してすべて時価で評価しているため、中
	照表計上額と時価との差額はありませ	間貸借対照表計上額と時価との差額はあ
	ん。	りません。
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券	(1)親投資信託受益証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」に記載しております。	
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭
	債務	債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿	同左
	価額と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づ	同左
足説明	く価額のほか、市場価格がない場合には	
	合理的に算定された価額が含まれること	
	もあります。当該価額の算定においては	
	一定の前提条件等を採用しているため、	
	異なる前提条件等によった場合、当該価	
	額が異なることもあります。	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

	第1期	第2期中間計算期間
項目	自 2018年8月21日	自 2018年12月7日
	至 2018年12月6日	至 2019年6月6日
期首元本額	100,000円	269,007,384円
期中追加設定元本額	268,907,384円	434,895,843円
期中一部解約元本額	0円	48,478,113円

(参考)

キャピタル世界株式マザーファンド

キャピタル世界株式ファンドNFは、「キャピタル世界株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの中間計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位:円)

	2019年6月6日現在
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	59,562,585
投資証券	106,120,567,992
未収入金	1,265,894,000
流動資産合計	107,446,024,577
資産合計	107,446,024,577
負債の部	
流動負債	
未払金	1,265,894,000
流動負債合計	1,265,894,000
負債合計	1,265,894,000
純資産の部	
元本等	
元本	70,606,035,719
剰余金	
剰余金又は欠損金()	35,574,094,858
元本等合計	106,180,130,577
純資産合計	106,180,130,577
負債純資産合計	107,446,024,577

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資(┋┃
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	投資証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資	ŒΪ
	券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2019年6月6日現在	
1.	計算日における受益権の総数		70,606,035,719□
2 .	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.5038円
		(1万口当たり純資産額)	(15,038円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2018年12月7日 至 2019年6月6日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
項目	自 2018年12月7日
	至 2019年6月6日
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)投資証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価はよっておいます。
	額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合
足説明	理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定
	の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異
	なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年6月6日現在
同計算期間の期首元本額	69,502,195,404円
同計算期間の追加設定元本額	6,321,498,947円
同計算期間の一部解約元本額	5,217,658,632円
計算日の元本額	70,606,035,719円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンド	57,126,200,297円
キャピタル世界株式ファンドF	2,376,047,199円
キャピタル世界株式ファンド(DC年金用)	2,164,315,407円
キャピタル世界株式ファンドN F	2,058,552,784円
キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)	6,880,920,032円

キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)は、「キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証

券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの中間計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

	<u>(単位:円)</u>
	2019年6月6日現在
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	603,343
投資証券	992,018,319
未収入金	53,446,582
流動資産合計	1,046,068,244
資産合計	1,046,068,244
負債の部	
流動負債	
未払金	53,446,582
流動負債合計	53,446,582
負債合計	53,446,582
純資産の部	
元本等	
元本	1,007,225,333
剰余金	
剰余金又は欠損金()	14,603,671
元本等合計	992,621,662
純資産合計	992,621,662
負債純資産合計	1,046,068,244

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証 **の基準体験に基づいて部体しております。
	券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2019年6月6日現在	
1.	計算日における受益権の総数		1,007,225,333□
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第 10号に規定する額	元本の欠損	14,603,671円
3 .	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.9855円
		(1万口当たり純資産額)	(9,855円)

(金融商品に関する注記)

項目	自 2018年12月7日 至 2019年6月6日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年6月6日現在
同計算期間の期首元本額	294,760,431円
同計算期間の追加設定元本額	765,455,466円
同計算期間の一部解約元本額	52,990,564円
計算日の元本額	1,007,225,333円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)	643,712,490円
キャピタル世界株式ファンド (限定為替ヘッジ)	363,512,843円

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

「キャピタル世界株式マザーファンド」および「キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)」(ルクセンブルク籍外国投資法人(以下、当外国投資法人といいます。)の発行する外国投資証券)を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド (CIF) については、2018年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」および「損益および純資産変動計算書」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル·グループ·ニューパースペクティブ·ファンド(LUX) 投資明細表 2018年12月31日現在

投資銘柄	通貨	数量/額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短	期金融商品			,,
株式				
Australia				
CSL Ltd.	AUD	45,344	5,913,649	0.16
Macquarie Group Ltd.	AUD	36,424	2,787,442	0.08
		_	8,701,091	0.24
Belgium		_		
Anheuser-Busch InBev SA/NV	EUR	28,629	1,892,657	0.05
KBC Group NV	EUR	19,671	1,277,456	0.04
-		_	3,170,113	0.09
Brazil		_		
Gerdau SA, ADR Preference	USD	2,423,482	9,112,292	0.26
Vale SA, ADR	USD	2,409,114	31,776,214	0.89
Vale SA	BRL	465,103	6,120,171	0.17
		_	47,008,677	1.32
Canada		_		
Alimentation Couche-Tard, Inc. 'B'	CAD	84,409	4,198,810	0.12
Barrick Gold Corp.	USD	185,546	2,512,293	0.07
Canadian Natural Resources Ltd.	CAD	311,060	7,505,359	0.21
CCL Industries, Inc. 'B'	CAD	30,101	1,103,762	0.03
Enbridge, Inc.	CAD	877,194	27,250,072	0.77
Fairfax Financial Holdings Ltd.	CAD	4,987	2,195,347	0.06
First Quantum Minerals Ltd.	CAD	303,886	2,457,443	0.07
Nutrien Ltd.	CAD	200,278	9,406,552	0.26
Restaurant Brands International, Inc.	USD	77,261	4,040,750	0.11
		_	60,670,388	1.70
China		_		
AAC Technologies Holdings, Inc.	HKD	1,320,362	7,663,681	0.22
Bank of China Ltd. 'H'	HKD	3,233,100	1,395,553	0.04
CNOOC Ltd.	HKD	2,544,000	3,931,090	0.11
Ctrip.com International Ltd., ADR	USD	568,317	15,378,658	0.43
		_	28,368,982	0.80
Denmark		_		
Carlsberg A/S 'B'	DKK	104,307	11,086,170	0.31
Chr Hansen Holding A/S	DKK	90,712	8,026,477	0.22
DSV A/S	DKK	163,350	10,758,815	0.30
Novo Nordisk A/S 'B'	DKK	316,906	14,487,270	0.41
Orsted A/S, Reg. S	DKK	153,413	10,257,354	0.29
William Demant Holding A/S	DKK	73,768	2,093,103	0.06

			キャピタル・インターナシ	ターナショナル株式会社(E14)	
				内国投資信託受益	
			56,709,189	1.59	
Finland					
Sampo OYJ 'A'	EUR	110,097	4,845,177	0.14	
Sumpo o IV	-	- ,	4,845,177	0.14	
France					
				0.40	
Air Liquide SA	EUR	50,552	6,281,419	0.18	
Airbus SE	EUR	368,815	35,478,959	1.00	
BNP Paribas SA	EUR	46,159	2,087,701	0.06	
Danone SA	EUR	91,921	6,478,140	0.18	
Edenred	EUR	175,773	6,466,694	0.18	
EssilorLuxottica SA	EUR	52,464	6,639,219	0.19	
Hermes International	EUR	24,789	13,769,288	0.39	
Kering SA	EUR	27,789	13,105,034	0.37	
L'Oreal SA	EUR	13,548	3,123,151	0.09	
L'Oreal SA	EUR	15,922	3,670,417	0.10	
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	90,826	26,869,296	0.75	
Pernod Ricard SA	EUR	206,312	33,873,536	0.95	
Safran SA	EUR	217,213	26,231,087	0.74	
Sanofi	EUR	17,191	1,490,244	0.04	
Societe Generale SA	EUR	105,552	3,364,445	0.09	
Sodexo SA	EUR	10,163	1,042,161	0.03	
Valeo SA	EUR	85,906	2,510,868	0.07	
		•	192,481,659	5.41	
Germany			, - ,		
•	ELID	02 967	10 616 776	0.55	
adidas AG	EUR	93,867	19,616,776	0.55	
Bayer AG	EUR	16,534	1,147,238	0.03	
Deutsche Bank AG	EUR	134,553	1,074,061	0.03	
LANXESS AG	EUR	79,481	3,660,827	0.10	
MTU Aero Engines AG	EUR	42,379	7,691,229	0.22	
Rheinmetall AG	EUR	23,591	2,085,588	0.06	
SAP SE	EUR	91,077	9,071,274	0.26	
			44,346,993	1.25	
Hong Kong					
AIA Group Ltd.	HKD	5,696,476	47,285,734	1.33	
BeiGene Ltd., ADR	USD	27,400	3,843,124	0.11	
CK Asset Holdings Ltd.	HKD	843,877	6,175,104	0.17	
Galaxy Entertainment Group Ltd.	HKD	1,034,000	6,575,979	0.19	
Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd.	HKD	305,100	8,829,022	0.25	
Melco Resorts & Entertainment Ltd., ADR	USD	279,253	4,920,438	0.14	
WH Group Ltd., Reg. S	HKD	11,734,219	9,036,120	0.25	
Wynn Macau Ltd.	HKD	674,354	1,470,911	0.04	
			88,136,432	2.48	
India				-	
Bharti Airtel Ltd.	INR	203,369	910,303	0.03	
Godrej Consumer Products Ltd.	INR	552,566	6,416,066	0.18	
ICICI Bank Ltd., ADR	USD	598,717	6,160,798	0.17	
ICICI Bank Ltd.	INR	1,154,537	5,955,833	0.17	
Larsen & Toubro Ltd.	INR	121,584	2,503,518	0.07	
Reliance Industries Ltd.	INR	1,206,462	19,376,144	0.54	
Sun Pharmaceutical Industries Ltd.	INR	93,630	577,350	0.02	
Tata Steel Ltd.	INR	180,988	1,350,767	0.04	
rata Steer Ltu.	IINIX	100,700			
raland			43,250,779	1.22	
reland					
Ryanair Holdings plc, ADR	USD	252,765	18,032,255	0.51	
			18,032,255	0.51	
Italy					
Enel SpA	EUR	1,821,617	10,527,421	0.29	
UniCredit SpA	EUR	217,684	2,467,677	0.07	
-			12,995,098	0.36	
Japan					
Asahi Group Holdings Ltd. Asahi Kasei Corp.	JPY JPY	278,100 1,854,802	10,831,704 19,122,542	0.30 0.54	

			キャピタル・インダーノ	
	IDY/	22.456		(内国投資信託受益
Denso Corp.	JPY	23,456	1,047,126	0.03
Hoya Corp.	JPY	113,600	6,856,111	0.19
Inpex Corp.	JPY	277,700	2,487,278	0.07
Japan Tobacco, Inc.	JPY	322,172	7,690,918	0.22
JGC Corp.	JPY	76,500	1,079,745	0.03
Kansai Paint Co. Ltd.	JPY	53,000	1,022,234	0.03
Kao Corp.	JPY	35,845	2,666,668	0.07
Keyence Corp.	JPY	12,700	6,451,676	0.18
Kose Corp.	JPY	69,000	10,865,745	0.31
MISUMI Group, Inc.	JPY	275,800	5,835,320	0.16
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.	JPY	316,700	1,554,244	0.04
Murata Manufacturing Co. Ltd.	JPY	172,726	23,567,514	0.66
Nidec Corp.	JPY	23,900	2,720,245	0.08
Nintendo Co. Ltd.	JPY	89,863	24,010,200	0.67
Nitori Holdings Co. Ltd.	JPY	20,300	2,542,941	0.07
	JPY	183,814	4,465,168	0.13
Recruit Holdings Co. Ltd.				
Renesas Electronics Corp.	JPY	259,738	1,184,882	0.03
Ryohin Keikaku Co. Ltd.	JPY	16,373	3,966,089	0.11
Shin-Etsu Chemical Co. Ltd.	JPY	158,500	12,343,926	0.35
Shionogi & Co. Ltd.	JPY	53,500	3,060,978	0.09
SMC Corp.	JPY	10,264	3,112,772	0.09
SoftBank Group Corp.	JPY	297,759	19,845,167	0.56
Suzuki Motor Corp.	JPY	229,058	11,634,194	0.33
Unicharm Corp.	JPY	91,000	2,954,874	0.08
Cincilariii Corp.	01 1	-	192,920,261	5.42
		_	192,920,201	3.42
<i>lexico</i>				
America Movil SAB de CV, ADR 'L'	USD	930,077	13,253,597	0.37
Fomento Economico Mexicano SAB de CV, ADR	USD	38,911	3,348,292	0.09
Fomento Economico Mexicano SAB de CV	MXN	307,587	2,640,943	0.08
Tomento Leonomico Wexteano BAB de CV	171111	-	19,242,832	0.54
letherlands		-	17,2 12,002	
	EUR	197 749	6,248,812	Λ 10
Aalberts Industries NV		187,742		0.18
ALTICE EUROPE NV 'A'	EUR	3,051,477	5,940,094	0.17
ASML Holding NV	EUR	211,847	33,291,982	0.93
ASML Holding NV, NYRS	USD	107,745	16,767,277	0.47
Coca-Cola European Partners plc	USD	240,774	11,039,488	0.31
Koninklijke DSM NV	EUR	217,589	17,810,177	0.50
Koninklijke KPN NV	EUR	692,637	2,031,588	0.06
Koninklijke Philips NV	EUR	125,386	4,443,435	0.12
Unilever NV, CVA	EUR	54,424	2,956,936	0.08
Officer IVV, CVA	LOK	J+,+2+ -	100,529,789	2.82
ew Zealand		_	100,327,767	
	NZD	225 772	2.057.252	0.06
Fisher & Paykel Healthcare Corp. Ltd.	NZD	235,772	2,057,252	0.06
		_	2,057,252	0.06
Torway				
DNB ASA	NOK	894,401	14,290,349	0.40
			14,290,349	0.40
ussian Federation		_		
Alrosa PJSC	USD	580,911	822,238	0.03
Gazprom PJSC, ADR	USD	240,199	1,063,842	0.03
LUKOIL PJSC, ADR	USD	21,406	1,530,101	0.04
Rosneft Oil Co. PJSC, Reg. S, GDR	USD	473,540	2,926,477	0.08
		_	6,342,658	0.18
ingapore				
Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd.	SGD	378,669	3,128,371	0.09
		_	3,128,371	0.09
		_		
outh Africa				
outh Africa Naspers Ltd. 'N'	ZAR	220,993	44,425,468	1.25
	ZAR ZAR	220,993 585,807	44,425,468 7,742,221	1.25 0.22

			キャピタル・インターナシ	ノョナル株式会社(E
			•	内国投資信託受益
Hyundai Motor Co.	KRW	79,454	8,438,160	0.24
LG Display Co. Ltd.	KRW	32,636	527,944	0.02
Samsung Electronics Co. Ltd. Preference	KRW	27,247	775,311	0.02
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	1,029,557	35,708,780	1.00
			45,450,195	1.28
Spain				
Amadeus IT Group SA 'A'	EUR	219,488	15,299,944	0.43
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	EUR	505,134	2,682,829	0.08
Cellnex Telecom SA, Reg. S	EUR	103,202	2,647,476	0.07
Grifols SA Preference 'B'	EUR	179,105	3,312,082	0.09
Industria de Diseno Textil SA	EUR	259,989	6,657,672	0.19
International Consolidated Airlines Group SA	GBP	631,371	4,973,327	0.14
international Consolidated Finances Croup Bill			35,573,330	1.00
Sweden				
Assa Abloy AB 'B'	SEK	980,049	17,487,941	0.49
Epiroc AB 'A'	SEK	197,195	1,865,387	0.05
Epiroc AB 'B'	SEK	215,791	1,920,534	0.06
Spotify Technology SA	USD	22,593	2,564,305	0.07
Svenska Handelsbanken AB 'A'	SEK	556,812	6,175,666	0.17
Telefonaktiebolaget LM Ericsson 'B'	SEK	870,456	7,652,749	0.22
			37,666,582	1.06
Switzerland				
Cie Financiere Richemont SA	CHF	9,741	624,359	0.02
	CHF	155,024	6,387,702	0.02
LafargeHolcim Ltd. Nestle SA	CHF	516,194	41,908,924	1.18
	CHF			0.33
Novartis AG	CHF	139,011 13,417	11,885,730 3,322,513	0.33
Roche Holding AG Straumann Holding AG	CHF	1,622	1,019,835	0.03
_				
Temenos AG	CHF	133,662	16,032,913	0.45
			81,181,976	2.28
Taiwan				
Largan Precision Co. Ltd.	TWD	128,000	13,388,424	0.37
MediaTek, Inc.	TWD	1,239,925	9,257,988	0.26
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.,	USD	142,751	5,268,940	0.15
ADR				
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	10,468,700	76,802,936	2.16
			104,718,288	2.94
United Arab Emirates				
DP World Ltd.	USD	293,062	5,011,360	0.14
Dr Wolld Lid.	OSD	293,002		0.14
			5,011,360	0.14
United Kingdom				
Aggreko plc	GBP	618,947	5,779,553	0.16
Associated British Foods plc	GBP	304,271	7,923,240	0.22
AstraZeneca plc	GBP	220,735	16,523,616	0.46
Barclays plc	GBP	714,293	1,370,391	0.04
British American Tobacco plc	GBP	470,049	14,978,111	0.42
Burberry Group plc	GBP	130,025	2,876,242	0.08
Coca-Cola HBC AG	GBP	118,116	3,691,502	0.10
Diageo plc	GBP	164,362	5,855,408	0.17
GVC Holdings plc	GBP	563,513	4,841,030	0.14
Halma plc	GBP	265,811	4,621,269	0.13
Hiscox Ltd.	GBP	350,706	7,246,030	0.20
Inmarsat plc	GBP	176,568	853,628	0.02
London Stock Exchange Group plc	GBP	523,105	27,083,369	0.76
Micro Focus International plc	GBP	114,105	2,011,411	0.06
Pagegroup plc	GBP	725,895	4,170,918	0.12
Prudential plc	GBP	591,593	10,571,703	0.30
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	80,163	6,143,828	0.17
RELX plc	GBP	339,972	7,004,752	0.20
Rio Tinto plc	GBP	160,519	7,631,487	0.21
Royal Dutch Shell plc 'A'	GBP	18,130	533,228	0.02
Royal Dutch Shell plc 'B'	GBP	702,592	20,955,256	0.59
Unilever plc	GBP	30,797	1,612,745	0.05
	100/14	8		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

Vodafone Group plc	GBP	4,450,501	有価証券届出書(8,673,418	内国投資信託 0.24
		_	172,952,135	4.86
United States of America				
Abbott Laboratories	USD	50,494	3,652,231	0.10
Activision Blizzard, Inc.	USD	192,152	8,948,519	0.25
Adobe, Inc.	USD	53,270	12,051,805	0.34
AES Corp.	USD	807,175	11,671,750	0.33
Agios Pharmaceuticals, Inc.	USD USD	99,397	4,583,196	0.13
Alphabet, Inc. 'A'	USD	29,809 44,315	31,149,213 45,893,057	0.88 1.29
Alphabet, Inc. 'C' Altice USA, Inc. 'A'	USD	123,904	2,046,894	0.06
Amazon.com, Inc.	USD	100,863	151,493,200	4.26
American Tower Corp., REIT	USD	62,567	9,897,474	0.28
Amphenol Corp. 'A'	USD	82,649	6,696,222	0.19
Apple, Inc.	USD	60,341	9,518,189	0.27
Arch Capital Group Ltd.	USD	252,239	6,739,826	0.19
Autodesk, Inc.	USD	96,978	12,472,341	0.35
Baker Hughes a GE Co.	USD	445,556	9,579,454	0.27
Bank of America Corp.	USD	239,771	5,907,957	0.17
Bank of New York Mellon Corp. (The)	USD	51,146	2,407,442	0.07
Berkshire Hathaway, Inc. 'B'	USD	19,915	4,066,245	0.11
Biogen, Inc.	USD	53,435	16,079,660	0.45
BlackRock, Inc.	USD	53,269	20,925,129	0.59
Bluebird Bio, Inc.	USD	45,753	4,538,698	0.13
Boeing Co. (The)	USD	29,190	9,413,775	0.26
Booking Holdings, Inc.	USD	13,308	22,921,965	0.64
Boston Scientific Corp.	USD	1,130,028	39,935,190	1.12
Brighthouse Financial, Inc.	USD	1,071	32,644	
Broadcom, Inc.	USD	266,480	67,760,534	1.90
CBS Corp. (Non-Voting) 'B'	USD	91,312	3,992,161	0.11
CF Industries Holdings, Inc.	USD	30,655	1,333,799	0.04
Chevron Corp.	USD	18,960	2,062,658	0.06
Chubb Ltd.	USD	202,823	26,200,675	0.74
CME Group, Inc.	USD	307,778	57,899,197	1.63
Coca-Cola Co. (The)	USD	572,942	27,128,804	0.76
ConocoPhillips	USD	142,974	8,914,429	0.25
Core Laboratories NV	USD USD	18,426 110,168	1,099,295	0.03
Costco Wholesale Corp.	USD	69,849	22,442,323 7,202,829	0.63 0.20
Danaher Corp. Deere & Co.	USD	67,252	10,031,981	0.20
Digital Realty Trust, Inc., REIT	USD	29,013	3,091,335	0.28
Domino's Pizza, Inc.	USD	8,998	2,231,414	0.06
DowDuPont, Inc.	USD	388,939	20,800,458	0.58
Eaton Corp. plc	USD	86,847	5,962,915	0.17
Eli Lilly & Co.	USD	47,862	5,538,591	0.16
Ensco plc 'A'	USD	595,491	2,119,948	0.06
EOG Resources, Inc.	USD	182,988	15,958,383	0.45
Equifax, Inc.	USD	111,113	10,347,954	0.29
Equinix, Inc., REIT	USD	10,584	3,731,495	0.10
Facebook, Inc. 'A'	USD	555,851	72,866,508	2.05
FLIR Systems, Inc.	USD	173,157	7,539,256	0.21
Fortive Corp.	USD	96,399	6,522,356	0.18
General Electric Co.	USD	153,699	1,163,501	0.03
General Mills, Inc.	USD	23,933	931,951	0.03
Gilead Sciences, Inc.	USD	10,489	656,087	0.02
Global Payments, Inc.	USD	109,526	11,295,416	0.32
GoDaddy, Inc. 'A'	USD	400,742	26,296,690	0.74
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	USD USD	13,353 164,718	2,230,619 4,378,204	0.06 0.12
Halliburton Co.				
Hilton Worldwide Holdings, Inc.	USD USD	287,549 145,394	20,646,018 5,975,693	0.58 0.17
Hologic, Inc. Home Depot, Inc. (The)	USD	101,115	3,973,693 17,373,579	0.17
IDEX Corp.	USD	144,142	18,199,369	0.49
IDEX Corp. IDEXX Laboratories, Inc.	USD	48,284	8,981,790	0.31
Incyte Corp.	USD	258,943	16,466,185	0.23
Intel Corp.	USD	452,784	21,249,153	0.40
Intercontinental Exchange, Inc.	USD	150,706	11,352,683	0.32
	0.22	100,.00	,002,000	0.02

			キャピタル・インターナ	
		= 0.6		(内国投資信託受益
Intuitive Surgical, Inc.	USD	79,049	37,858,147	1.06
Johnson & Johnson	USD	40,147	5,180,970	0.15
Johnson Controls International plc	USD	188,396	5,585,941	0.16
JPMorgan Chase & Co.	USD	611,095	59,655,094	1.68
Linde plc	EUR	26,638	4,228,614	0.12
Linde plc	USD	139,717	21,801,441	0.61
Marriott International, Inc. 'A'	USD	28,750	3,121,100	0.09
Mastercard, Inc. 'A'	USD	288,327	54,392,889	1.53
McDonald's Corp.	USD	8,662	1,538,111	0.04
Medtronic plc	USD	48,344	4,397,370	0.12
MercadoLibre, Inc.	USD	11,374	3,330,876	0.09
Merck & Co., Inc.	USD	105,787	8,083,185	0.23
MetLife, Inc.	USD	22,666	930,666	0.03
MGM Resorts International	USD	479,669	11,636,770	0.33
Microsoft Corp.	USD	732,723	74,422,675	2.09
Mondelez International, Inc. 'A'	USD	270,572	10,830,997	0.30
Moody's Corp.	USD	143,977	20,162,539	0.57
Morgan Stanley	USD	60,415	2,395,455	0.07
Mylan NV	USD	150,833	4,132,824	0.12
NetApp, Inc.	USD	25,187	1,502,908	0.04
Netflix, Inc.	USD	159,443	42,676,513	1.20
Newell Brands, Inc.	USD	47,356	880,348	0.02
Newmont Mining Corp.	USD	54,849	1,900,518	0.05
NIKE, Inc. 'B'	USD	484,369	35,911,118	1.01
Norwegian Cruise Line Holdings Ltd.	USD	394,237	16,711,706	0.47
Occidental Petroleum Corp.	USD	159,855	9,811,900	0.28
ON Semiconductor Corp.	USD	691,755	11,420,875	0.32
PayPal Holdings, Inc.	USD	44,908	3,776,314	0.11
PepsiCo, Inc.	USD	36,774	4,062,792	0.11
Pfizer, Inc.	USD	174,642	7,623,123	0.21
Philip Morris International, Inc.	USD	101,139	6,752,040	0.19
QUALCOMM, Inc.	USD	47,616	2,709,827	0.08
Regeneron Pharmaceuticals, Inc.	USD	65,269	24,377,971	0.68
Samsonite International SA	HKD	2,497,337	7,096,066	0.20
Schlumberger Ltd.	USD	213,934	7,718,739	0.20
	USD	179,468	10,168,657	0.22
Seattle Genetics, Inc.	USD	,		0.29
Sempra Energy		97,084	10,503,518	
ServiceNow, Inc.	USD	140,033	24,932,876	0.70
Sherwin-Williams Co. (The)	USD	41,150	16,190,879	0.45
Starbucks Corp.	USD	267,654	17,236,918	0.48
State Street Corp.	USD	115,881	7,308,615	0.21
SVB Financial Group	USD	33,060	6,278,755	0.18
Symantec Corp.	USD	148,047	2,797,348	0.08
Γ Rowe Price Group, Inc.	USD	34,452	3,180,609	0.09
Tesla, Inc.	USD	154,288	51,347,046	1.44
Texas Instruments, Inc.	USD	167,943	15,870,614	0.45
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	127,772	28,594,096	0.80
Гiffany & Co.	USD	9,534	767,582	0.02
TransDigm Group, Inc.	USD	24,221	8,236,593	0.23
Trimble, Inc.	USD	320,202	10,537,848	0.30
Ultragenyx Pharmaceutical, Inc.	USD	134,437	5,845,321	0.16
United Technologies Corp.	USD	17,491	1,862,442	0.05
VeriSign, Inc.	USD	78,797	11,684,807	0.33
Vertex Pharmaceuticals, Inc.	USD	85,808	14,219,244	0.40
Visa, Inc. 'A'	USD	379,814	50,112,659	1.41
Wabtec Corp.	USD	110,941	7,793,605	0.22
Walgreens Boots Alliance, Inc.	USD	210,145	14,359,208	0.40
Workday, Inc. 'A'	USD	17,953	2,866,735	0.08
Wynn Resorts Ltd.	USD	40,295	3,985,578	0.11
Yum! Brands, Inc.	USD	30,187	2,774,789	0.08
Zoetis, Inc.	USD	253,850	21,714,329	0.61
			1,882,387,405	52.90
			3,364,337,305	94.55
行合計			3,30 1 ,337,303	71.55

その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品

			有価証券届出書	(内国投資信託
転換社價型新株予約権付社價				
United States of America				
Cobalt International Energy, Inc. 2.625% 01/12/2019 1	USD	29,000	110	
Cobalt International Energy, Inc. 3.125% 15/05/2024 1	USD	1,119,000	4,252	
Weatherford International Ltd. 5.875%	USD	1,602,973	1,021,004	0.03
01/07/2021		_		
			1,025,366	0.03
転換社價型新株予約権付社債合計			1,025,366	0.03
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能	な有価証券と	短期金融商品の合計	1,025,366	0.03
その他譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
株式 France				
L'Oreal SA 2	EUR	11,610	2,676,394	0.08
		_	2,676,394	0.08
株式合計			2,676,394	0.08
その他譲渡可能な有価証券と短期金融商品合計			2,676,394	0.08
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券へ	の集合投資事業	K		
集団投資スキーム- UCITS				
Luxembourg				
JPMorgan US Dollar Treasury Liquidity Fund - JPM US Dollar Treasury Liquidity Institutional (dist.)	USD	97,681,245	97,681,245	2.74
			97,681,245	2.74
集団投資スキーム合計- UCITS			97,681,245	2.74
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券へ	の集合投資事	楼 合計	97,681,245	2.74
			3,465,720,310	97.40
銀行預金	·		104,395,658	2.93
その他の純資産/(負債)			(11,705,633)	(0.33)
純資産総額			3,558,410,335	100.00
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

国名はCIF Annual Report原本に基づき投資国を表示している。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

^{1.}債務不履行中 2.証券は取締役会により公正な価値で評価されている。

先物為替予	約						
買通貨	購入総額	売通貨	売却総額	決済日	カウンター ・パーティ	未実現利益 / (損失) (USD)	投資比率 (%)
AUD Hedge	d Share Class						
CHF	28,545	AUD	40,690	8/01/2019	J.P. Morgan	414	
EUR	115,996	AUD	187,058	18/01/2019	J.P. Morgan	1,278	
GBP	49,347	AUD	88,334	18/01/2019	J.P. Morgan	708	
HKD	275,852	AUD	49,768	18/01/2019	J.P. Morgan	178	
JPY	7,570,411	AUD	96,151	18/01/2019	J.P. Morgan	1,412	
USD	835,740	AUD	1,179,937	18/01/2019	J.P. Morgan	4,384	
CHF Hedge	d Share Class						
CHF	85,810	EUR	76,040	18/01/2019	J.P. Morgan	192	
CHF	37,681	GBP	30,043	18/01/2019	J.P. Morgan	69	
CHF	822,517	HKD	6,521,530	18/01/2019	J.P. Morgan	4,817	

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

CHE	10 500 554	Hab	10 500 100	10/01/0010		有価証券届出書(为国投資信託受
CHF	19,500,756	USD	19,790,133	18/01/2019	J.P. Morgan	78,447	
GBP	665	CHF	828	18/01/2019	J.P. Morgan	5	
JPY	11,718,894	CHF	104,519	18/01/2019	J.P. Morgan	565	
EUR Hed	Iged Share Class 1,333,339	EUR	1,179,360	18/01/2019	J.P. Morgan	5,480	
EUR	12,830,024	CHF	14,409,602	18/01/2019	J.P. Morgan	37,717	
EUR	615,355	GBP	553,236	18/01/2019	J.P. Morgan	260	
EUR	16,123,830	HKD	143,592,363	18/01/2019	J.P. Morgan	152,007	
EUR	382,882,449	USD	436,441,670	18/01/2019	J.P. Morgan	2,816,300	0.09
GBP	1,515,670	EUR	1,678,587	18/01/2019	J.P. Morgan	7,624	0.07
HKD	1,288,306	EUR	143,446	18/01/2019	J.P. Morgan	32	
JPY	371,468,578	EUR	2,919,621	18/01/2019	J.P. Morgan	43,984	
USD	346,903	EUR	301,921	18/01/2019	J.P. Morgan	528	
GBP Hed	ged Share Class				C		
CHF	18,024	GBP	14,345	18/01/2019	J.P. Morgan	66	
EUR	36,944	GBP	33,193	18/01/2019	J.P. Morgan	42	
GBP	247,471	CHF	306,958	18/01/2019	J.P. Morgan	2,923	
GBP	1,137,715	EUR	1,257,075	18/01/2019	J.P. Morgan	9,084	
GBP	322,476	HKD	3,174,511	18/01/2019	J.P. Morgan	5,758	
GBP	7,645,462	USD	9,632,372	18/01/2019	J.P. Morgan	120,061	
JPY	5,766,556	GBP	40,878	18/01/2019	J.P. Morgan	537	
	ged Share Class						
JPY	8,729,066	CHF	76,348	18/01/2019	J.P. Morgan	1,954	
JPY	40,128,636	EUR	312,395	18/01/2019	J.P. Morgan	8,196	
JPY	18,949,947	GBP	133,411	18/01/2019	J.P. Morgan	2,937	
JPY	10,676,549	HKD	740,106	18/01/2019	J.P. Morgan	2,975	
JPY	253,126,200	USD	2,245,712	18/01/2019	J.P. Morgan	66,681	
	lged Share Class	CCD	21 200	19/01/2010	ID Massas	45	
CHF GBP	15,387	SGD SGD	21,299	18/01/2019 18/01/2019	J.P. Morgan	45 14	
JPY	12,988 4,078,499	SGD	22,553 50,330	18/01/2019	J.P. Morgan	318	
					J.P. Morgan		
SGD	375,506	CHF	269,336	18/01/2019	J.P. Morgan	1,188	
SGD	1,726,249	EUR	1,102,496	18/01/2019	J.P. Morgan	2,157	
SGD	459,282	HKD	2,612,963	18/01/2019	J.P. Morgan	3,249	
SGD	10,888,952	USD	7,926,155	18/01/2019	J.P. Morgan	65,815	
	シェアクラスの先物名	局替予約の未到	尾現益			3,450,401	0.09
先物為替	予約の未実現益合計					3,450,401	0.09
	dged Share Class	CHF	540.779	19/01/2010	ID Manage	(12 122)	
AUD	776,374		549,778	18/01/2019	J.P. Morgan	(13,133)	
AUD	3,569,091	EUR	2,249,544	18/01/2019	J.P. Morgan	(66,067)	
AUD	1,685,432	GBP	961,201	18/01/2019	J.P. Morgan	(38,576)	
AUD	949,585	HKD	5,332,645	18/01/2019	J.P. Morgan	(12,263)	
AUD	1,834,569	JPY	148,598,176	18/01/2019	J.P. Morgan	(64,899)	(0.01)
AUD CHF Hed	22,513,366 lged Share Class	USD	16,181,473	18/01/2019	J.P. Morgan	(319,079)	(0.01)
CHF	3,005,686	EUR	2,676,203	18/01/2019	J.P. Morgan	(7,867)	
CHF	1,422,216	GBP	1,146,634	18/01/2019	J.P. Morgan	(13,586)	
CHF	1,589,077	JPY	181,893,635	18/01/2019	J.P. Morgan	(42,608)	
EUR	179,767	CHF	203,339	18/01/2019	J.P. Morgan	(938)	
GBP	75,742	CHF	95,195	18/01/2019	J.P. Morgan	(375)	
HKD	427,227	CHF	54,100	18/01/2019	J.P. Morgan	(537)	
USD	1,294,323	CHF	1,282,634	18/01/2019	J.P. Morgan	(12,504)	
EUR Hed	lged Share Class				-		

							EDINET提	
					キャピ	タル・インターナショ	•	,
CHF	63,160	EUR	56,198	18/01/2019	ID Manage	有価証券届出書 (内 (123)	国投資信託受益	証券)
EUR	387,064	CHF	436,779	18/01/2019	J.P. Morgan	(962)		
EUR	28,077,651	GBP	,	18/01/2019	J.P. Morgan	1	(0.01)	
EUR	42,030	HKD	25,411,287 377,666	18/01/2019	J.P. Morgan J.P. Morgan	(202,446) (34)	(0.01)	
EUR	31,231,933	JPY	4,013,800,195	18/01/2019	J.P. Morgan	(836,891)	(0.03)	
EUR	387,933	USD	445,722	18/01/2019	J.P. Morgan	(669)	, ,	
GBP	901,813	EUR	1,003,690	18/01/2019	J.P. Morgan	(1,134)		
HKD	12,214,905	EUR	1,367,769	18/01/2019	J.P. Morgan	(8,538)		
USD	40,580,112	EUR	35,526,929	18/01/2019	J.P. Morgan	(177,794)		
GBP Hedge	ed Share Class							
CHF	3,661	GBP	2,954	18/01/2019	J.P. Morgan	(39)		
EUR	51,244	GBP	46,332	18/01/2019	J.P. Morgan	(312)		
GBP	16,183	CHF	20,348	18/01/2019	J.P. Morgan	(90)		
GBP	74,336	EUR	82,717	18/01/2019	J.P. Morgan	(74)		
GBP	623,013	JPY	88,472,287	18/01/2019	J.P. Morgan	(13,518)		
HKD	209,361	GBP	21,158	18/01/2019	J.P. Morgan	(241)		
USD	634,585	GBP	501,639	18/01/2019	J.P. Morgan	(5,297)		
JPY Hedge	d Share Class							
CHF	4,334	JPY	485,992	18/01/2019	J.P. Morgan	(24)		
EUR	17,603	JPY	2,234,168	18/01/2019	J.P. Morgan	(216)		
GBP	7,489	JPY	1,055,041	18/01/2019	J.P. Morgan	(85)		
HKD	41,837	JPY	594,417	18/01/2019	J.P. Morgan	(85)		
USD	126,753	JPY	14,092,848	18/01/2019	J.P. Morgan	(1,990)		
SGD Hedge	ed Share Class							
EUR	62,484	SGD	97,916	18/01/2019	JP. Morgan	(181)		
GBP	13,596	SGD	23,686	18/01/2019	J.P. Morgan	(41)		
HKD	148,597	SGD	26,051	18/01/2019	J.P. Morgan	(135)		
SGD	8,153	CHF	5,890	18/01/2019	J.P. Morgan	(17)		
SGD	37,482	EUR	24,022	18/01/2019	JP. Morgan	(49)		
SGD	832,886	GBP	481,445	18/01/2019	JP. Morgan	(2,825)		
SGD	9,972	HKD	57,310	18/01/2019	JP. Morgan	(3)		
SGD	906,585	JPY	74,430,219	18/01/2019	JP. Morgan	(14,555)		

国名はCIF Annual Report原本に基づき投資国を表示している。

USD

SGD

236,430

450,206

先物為替予約の未実現損合計

先物為替予約の未実現損益総額

ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現損

SGD

USD

キャピタル·グループ·ニューパースペクティブ·ファンド(LUX) 損益および純資産変動計算書 2018年12月31日現在

173,558

617,641

18/01/2019

18/01/2019

J.P. Morgan

J.P. Morgan

(30)

(0.05)

(0.05)

0.04

(3,113)

(1,863,943)

(1,863,943)

1,586,458

	(USD)
収益	
受取配当金 (源泉徴収税額控除後)	42,427,774
債券および転換社債に係る利息 (源泉徴収税額控除後)	1,925,551
銀行預金利息	1,261,414
スワップ取引	
収益小計	45,614,739

	有価証券届出書(内国投資
費用	
運用報酬	18,472,905
管理手数料	499,960
専門家サービス	861,448
年次税	962,415
デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料	397,055
印刷費用	295,756
その他費用	243,919
当座貸越利息 *	
スワップ取引	
費用小計	21,733,458
費用の払戻し	232,756
投資純利益 / (損失) (a)	24,114,037
実現純利益 / (損失)	
	31,052,927
投資有価証券の売却取引	31,032,727
スワップ取引	
金融先物取引	(26,204,283)
為替取引	4,848,644
当期実現純利益 / (損失) (b)	1,010,011
未実現評価利益 / (損失)の増減	
投資有価証券	(351,932,851)
スワップ取引	
為替取引	(104,334)
金融先物取引	
当期未実現評価利益 / (損失)の増減 (c)	(352,037,185)
当期損益 (a+b+c)	(323,074,504)
配当金の分配	(3,602,812)
当期投資証券の差引増減額	1,548,265,261
期首純資産総額	2,336,822,390
期末純資産総額	3,558,410,335

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

「キャピタル世界株式マザーファンド」および「キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」の投資対象である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド(「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」)は、三菱UFJ国際投信株式会社の 委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日(2007年9月26日)より各計算期間の 財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は2018年7月24日から2019年1月23日までと なっております。ただし、同マザーファンド(「日本短期債券マザーファンド」)は当該監査の対象ではあり

^{*}主に中央銀行が実施するマイナス金利政策によるものです。

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

(有価証券明細表)

(2019年1月23日現在)

	有侧弧分奶料化丿					(2019+17	· / - /
		III viza			額面		評価額
国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	(千円)	単価 (円)	評価金額(円)
日本	第4回クレディ・アグリ コル・エス・エー円貨社 債(2014)	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.208	100,208,000
日本	第19回ルノー円貨社債(2017)	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	99.503	99,503,000
日本	第11回ウエストパック・ バンキング・コーポレー ション円貨社債(2016)	0.3	2021/1/22	社債券	100,000	100.213	100,213,000
日本	第3回ソシエテ・ジェネ ラル非上位円貨社債 (2018)	0.804	2023/10/12	社債券	100,000	98.616	98,616,000
日本	第488回中部電力	1.562	2019/2/25	社債券	100,000	100.127	100,127,000
日本	第521回関西電力	0.18	2023/9/20	社債券	100,000	99.863	99,863,000
日本	第4回富士フイルムホー ルディングス(社債間限 定同順位特約付)	0.005	2020/3/3	社債券	100,000	99.949	99,949,000
日本	第50回日本電気(社債間 限定同順位特約付)	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.151	100,151,000
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.277	100,277,000
日本	第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付)	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	100.148	100,148,000
日本	第22回あおぞら銀行(社 債間限定同順位特約付)	0.1	2021/12/10	社債券	100,000	99.968	99,968,000
日本	第28回三菱東京UFJ銀 行(劣後特約付)	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	102.834	102,834,000
日本	第6回りそな銀行(劣後 特約付)	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	102.197	102,197,000
日本	第23回三井住友銀行(劣 後特約付)	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	102.859	102,859,000
日本	第22回東京センチュリー リース(社債間限定同順 位特約付)	0.06	2021/4/13	社債券	100,000	99.898	99,898,000
日本	第75回アコム(特定社債 間限定同順位特約付)	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	99.826	99,826,000
日本	第69回日立キャピタル (社債間限定同順位特約 付)	0.08	2020/12/18	社債券	100,000	100.026	100,026,000
日本	第33回三菱UFJリース	0.297	2020/6/4	社債券	100,000	100.321	100,321,000
	(社債間限定同順位特約 付)						

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル世界株式ファンドNF

2019年6月28日現在

資産総額	3,480,054,687円
負債総額	12,905,732円
純資産総額(-)	3,467,148,955円
発行済口数	3,306,024,017□
1口当たり純資産額(/)	1.0487円

キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)

2019年6月28日現在

資産総額	758,287,296円
負債総額	3,338,553円
純資産総額(-)	754,948,743円
発行済口数	743,943,523□
1口当たり純資産額(/)	1.0148円

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド

2019年6月28日現在

資産総額	110,251,331,623円
負債総額	111,539,739円
純資産総額(-)	110,139,791,884円
発行済口数	70,391,387,043□
1口当たり純資産額(/)	1.5647円

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

2019年6月28日現在

資産総額	1,158,608,269円
負債総額	3,186,096円
純資産総額(-)	1,155,422,173円
発行済口数	1,124,607,816□
1口当たり純資産額(/)	1.0274円

(参考)日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

2019年1月23日現在

資産総額	162,220,138円
負債総額	116,509円
純資産総額(-)	162,103,629円
発行済口数	153,924,025□
1口当たり純資産額(/)	1.0531円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少 および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するもの とします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開 設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人 の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替

EDINET提出書類

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- (3)名義書換についての手続き、取扱場所等 該当事項はありません。
- (4)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2019年6月28日現在)

資本金の額 4億5,000万円 発行可能株式総数 7万5,000株 発行済株式総数 5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2)会社の機構(2019年6月28日現在)

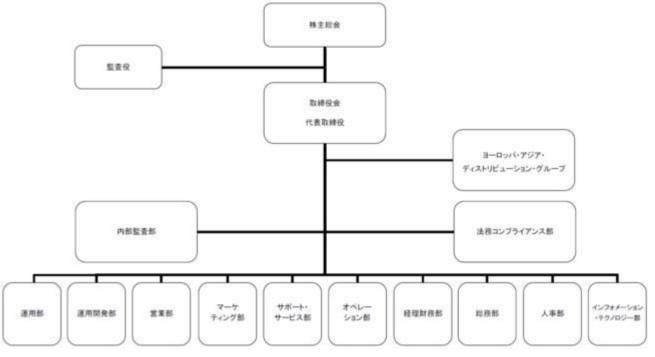
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の 選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および 法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー(投 資委員会)においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年6月28日現在、次のとおりです(ただし、親投資信託は除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)			
追加型株式投資信託	28	363,433			
合計	28	363,433			

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自2017年7月1日 至2018年6月30日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自2018年7月1日 至2018年12月31日)の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		業年度 	当事業年度 (2018年6月30日現在)		
科目	注記	内訳	金額	内訳	金額
↑↑↑ E	番号	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(資産の部)					

· 法制次立	I	l I	1	有価証法	券届出書(内国投資信
.流動資産 1.現金・預金			1,422,290		2,806,224
2.証券会社預け金			1,081,008		2,000,224
3.前払費用			60,859		53,462
4.未収入金	*2		580,150		800,636
	2		512,395		
5.未収委託者報酬 6.未収運用受託報酬					1,691,078 369,874
			443,804 180,301		
7.繰延税金資産			·		203,781
8.立替金		_	5,099		10,380
流動資産計		_	4,285,909		5,935,438
. 固定資産			00.050		05.000
1.有形固定資産		00.050	80,853	05.000	85,880
器具備品	*1	80,853		85,880	
2.無形固定資産			3,898		2,389
ソフトウェア		3,898		2,389	
3.投資その他の資産			306,453		295,740
(1)保険積立金		10,537		11,087	
(2)長期差入保証金		274,005		274,505	
(3)繰延税金資産		21,910		10,147	
固定資産計			391,205		384,009
資産合計			4,677,114		6,319,448
(負債の部)					
.流動負債					
1.預り金			18,821		24,712
2.未払金			787,523		1,722,481
(1)未払手数料		311,829		1,048,528	
(2)その他未払金	*2	475,693		673,953	
3.未払費用			63,701		105,350
4.未払法人税等			75,425		58,426
5.未払消費税等			52,053		185,732
6.未払賞与			824		-
7.賞与引当金			145,811		125,085
8.役員賞与引当金		_	1,071		1,075
流動負債計			1,145,232		2,222,864
.固定負債					
1.退職給付引当金			1,258,560		1,382,398
2.資産除去債務			243,467		247,065
固定負債計			1,502,027		1,629,463
負債合計			2,647,260		3,852,328
(純資産の部)					
.株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			997,117		1,434,383
その他利益剰余金		997,117		1,434,383	
繰越利益剰余金		997,117		1,434,383	
株主資本計			2,029,854		2,467,120
純資産合計			2,029,854		2,467,120
負債・純資産合計			4,677,114		6,319,448

(2)【損益計算書】

		前事	業年度	当事業年度			
		(自2016年7	7月1日	(自2017年7月1日			
		至2017年6	6月30日)	至2018年6	6月30日)		
 科目	注記	内訳	金額	内訳	金額		
1 71 = 1	番号	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
. 営業収益							
1.委託者報酬			1,325,770		4,598,906		
2.運用受託報酬			1,662,136		2,006,449		
3.その他営業収益	*1*2		4,214,837		6,049,621		
営業収益計			7,202,743		12,654,977		
.営業費用							
1.支払手数料	*1*2		3,441,923		8,543,059		
2.広告宣伝費			69,763		78,942		
3.調査費			170,430		233,750		
4.営業雑経費			47,501		38,401		
(1)通信費		21,749		19,405			
(2)印刷費		16,303		10,298			
(3)協会費		9,448		8,697			
営業費用計			3,729,619		8,894,154		
.一般管理費							
1.給料			1,972,777		2,038,647		
(1)役員報酬		53,016		53,136			
(2)給料・手当		1,059,458		988,334			
(3)賞与		713,420		871,015			
(4)賞与引当金繰入額		145,811		125,085			
(5)役員賞与引当金繰入		1,071		1,075			
額							
2.交際費			10,215		12,662		
3.寄付金			10,027		6,668		
4.旅費交通費			99,937		102,443		
5.租税公課			36,034		36,132		
6.不動産賃借料			313,084		315,983		
7.退職給付費用			200,311		191,932		
8.固定資産減価償却費			13,724		17,125		
9.器具備品賃借料			3,957		4,223		
10.消耗品費			14,092		18,003		
11.事務委託費			52,161		65,542		
12.採用費			10,129		13,725		
13.福利厚生費			198,701		194,768		
14.共通発生経費負担額			187,426		184,701		
15.諸経費			6,813		7,598		
一般管理費計			3,129,396		3,210,160		
営業利益			343,728		550,662		
. 営業外収益							
1.有価証券売却益			-		2		
2.受取利息及び配当金	1		8,782		6,754		

		日间证为旧山自(四国汉县口
3.雑収入	161	527
営業外収益計	8,944	7,284
. 営業外費用		
1.有価証券売却損	6	-
2.為替差損	1,888	6,735
3.事務過誤費	-	42,579
4.固定資産除却損	-	3,249
営業外費用計	1,895	52,565
経常利益	350,776	505,381
.特別利益		
国外移転所得返還利益	99,570	-
特別利益計	99,570	-
税引前当期純利益	450,346	505,381
法人税、住民税及び事業税	74,483	79,832
法人税等調整額	33,564	11,716
当期純利益	409,428	437,265

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2016年7月1日 至2017年6月30日)

(単位:千円)

									(十四・113)
			株主	E資本			評価・換	算差額等	
		資本乗	則余金	利益類	剣余金			評価・	
資本金		資本	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	有 価証 券評	換算 差額	純資産 合計
		準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計		価差 額金	等合計	
当期首残高	450,000	582,736	582,736	587,689	587,689	1,620,425	7	7	1,620,418
当期変動									
額									
当期純利益				409,428	409,428	409,428			409,428
株主資本 以外の項									
目の当期 変動額							7	7	7
(純額)									
当期変動 額合計	-	-	-	409,428	409,428	409,428	7	7	409,435
当期末残	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	-	-	2,029,854

当事業年度(自2017年7月1日 至2018年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本剰余金	利益剰余金							

_							有価証券届出
	資本金			その他利益		株主資本	純資産
		資本	資本剰余金	剰余金	利益剰余金	合計	合計
		準備金	合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残	450,000	F00 700	F00 700	007 447	007 447	0.000.054	2 020 054
高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	2,029,854
当期変動							
額							
当期純				407.005	427 205	427 205	427, 205
利益				437,265	437,265	437,265	437,265
株主資本							
以外の項							
目の当期							
変動額							
(純額)							
当期変動				427 205	427 005	427 205	427.005
額合計	-	-	-	437,265	437,265	437,265	437,265
当期末残	450.000	500 700	500 700	4 404 600	4 404 600	0 407 400	0 407 100
高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、器具備品3~15年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度					
(2017年6月30日現在)	(2018年6月30日現在)					
*1.有形固定資産の減価償却累計額	*1.有形固定資産の減価償却累計額					
器具備品 24,422千円	器具備品 39,478千円					
*2.関係会社に対する資産及び負債	*2.関係会社に対する資産及び負債					
未収入金 580,150千円	未収入金 800,636千円					
その他未払金 445,975千円	その他未払金 644,665千円					

(損益計算書関係)

(19.50.00)	
前事業年度	当事業年度
(自2016年7月1日 至2017年6月30日)	(自2017年7月1日 至2018年6月30日)
*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点とし	*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点とし
て、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメン	て、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメン
ト・カンパニー(以下「CRMC社」という。)との	ト・カンパニー(以下「CRMC社」という。)との
役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であ	役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であ
るキャピタル・グループ・カンパニーズ・インク	るキャピタル・グループ・カンパニーズ・インク
の各グループ会社(以下「各グループ会社」とい	の各グループ会社(以下「各グループ会社」とい
う。)との間で各種投資運用サービスを相互に提	う。)との間で各種投資運用サービスを相互に提

その他営業収益は、当社の主要な事業である各 グループ会社に提供した投資運用サービスに係る

収益であります。

*2. 関係会社との取引 その他営業収益 4,214,837千円 支払手数料 2,591,332千円

グループ会社に提供した投資運用サービスに係る 収益であります。 *2. 関係会社との取引 その他営業収益 6,049,621千円

支払手数料 5,123,000千円

その他営業収益は、当社の主要な事業である各

供しております。

(株主資本等変動計算書関係)

供しております。

前事業年度 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)							当事業年度 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)					
1.	1. 発行済株式の種類及び総数						1. 発行済株式の種類及び総数					
	株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)			株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)
	普通 株式	56,400	-	ı	56,400			普通 株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

前事業年度	当事業年度	
(自2016年7月1日 至2017年6月30日)	(自2017年7月1日 至2018年6月30日)	

- 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありま せん。
- 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内286,555千円1年超95,518千円合計382,073千円

- 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありま せん。
- 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内315,372千円1年超1,429,049千円合計1,744,421千円

[金融商品関係]

前事業年度	当事業年度	
(自2016年7月1日 至2017年6月30日)	(自2017年7月1日 至2018年6月30日)	

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

証券会社預け金は証券会社において分別保管されているため、その信用リスクはほとんど無いものと考えております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、 外貨建債権が含まれておりますが、それらについて は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、 市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が 少額であることから、市場リスクは軽微でありま す。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、 外貨建債権が含まれておりますが、それらについて は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、 市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が 少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作 成、更新することで現金の手元流動性を確保してお ります。

支払いを実行できなくなるリスク)については、各│支払いを実行できなくなるリスク)については、各 部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作 成、更新することで現金の手元流動性を確保してお ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	274,005	273,472	533

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2017年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に 関する事項

資産

(1)現金・預金、証券会社預け金、未収入金、未収 委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後 の償還予定額

金銭債権(現金・預金、証券会社預け金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬)は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
長期差入 保証金 274,505		275,650	1,145

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2018年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に 関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収 運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後 の償還予定額

金銭債権(現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬)は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

前事業年度
(2017年6月30日現在)

当事業年度 (2018年6月30日現在)

- 1. その他有価証券(2017年6月30日現在) 該当事項はございません。
- 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2016年7月1日 至2017年6月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額 (千円)
その他有価証券 (証券投資信託)	100	-	6

- 1. その他有価証券(2018年6月30日現在) 該当事項はございません。
- 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額 (千円)
その他有価証券 (証券投資信託)	300	2	0

[デリバティブ取引関係]

前事業年度	当事業年度
(自2016年7月1日 至2017年6月30日)	(自2017年7月1日 至2018年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんの で、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度	当事業年度	
(自2016年7月1日 至2017年6月30日)	(自2017年7月1日 至2018年6月30日)	

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております(非積立型退職一時金制度)。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産(投資有価証券及び保険積立金)と退職給付債務(退職給付引当金)を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

なお、2016年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を一時的に証券会社預け金としております。

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております(非積立型退職一時金制度)。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産(投資有価証券及び保険積立金)と退職給付債務(退職給付引当金)を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

なお、2016年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となっため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を決済性預金として積み立てております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の 期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高 1,232,556 千円 退職給付費用 200,311 千円 退職給付の支払額 174,307 千円 退職給付引当金の期末残高 1,258,560 千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を 適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給 付引当金は一致しているため、調整項目はござい ません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 200,311千円

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の 期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高 1,258,560 千円 退職給付費用 191,932 千円 退職給付の支払額 68,094 千円 退職給付引当金の期末残高 1,382,398 千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を 適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給 付引当金は一致しているため、調整項目はござい ません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 191,932千円

[税効果会計関係]

前事業年度 (2017年6月30日現在) (2018年6月30日現在)

1.繰延税金資産及び繰延 別の内訳	税金負債の発生の	D主な原因	 1.繰延税金資産及び繰延 別の内訳	E税金負債の発生の	D主な原因
繰延税金資産(流動)			 繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	45,251	千円	賞与引当金	38,301	千円
未払費用	68,392	千円	未払費用	65,352	千円
繰越欠損金	417,079	千円	繰越欠損金	725,417	千円
評価性引当額	350,421	千円	評価性引当額	625,289	千円
合計	180,301	千円	合計	203,781	千円
繰延税金資産(固定)			操延税金資産(固定)		
退職給付引当金	361,725	千円	退職給付引当金	399,463	千円
繰越欠損金	1,806,744	千円	繰越欠損金	1,081,430	千円
資産除去債務	74,306	千円	資産除去債務	75,407	千円
減損損失	61,856	千円	減損損失	51,516	千円
評価性引当額	2,282,722	千円	評価性引当額	1,597,671	千円
合計	21,910	千円	合計	10,147	千円
 2.法定実効税率と税効果	会計適用後の法丿	人税等の負	│ │2.法定実効税率と税効果	具会計適用後の法/	人税等の負
担率との差異の原因と	なった主要な項目	別の内訳	担率との差異の原因と	:なった主要な項目	別の内訳
		(%)			(%)
法定実効税率		30.9	法定実効税率		30.9
(調整)			(調整)		
評価性引当額		70.4	評価性引当額		81.3
永久に損金及び益金に算	算入されない項目	5.3	永久に損金及び益金に	算入されない項目	1.4
住民税均等割		0.5	住民税均等割		0.5
期限切れ繰越欠損金		53.4	期限切れ繰越欠損金		62.9
税効果会計適用後の法人	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	9.1	その他		0.9
	-		税効果会計適用後の法。	人税等の負担率	13.5

[資産除去債務関係]

前事業年度	当事業年度
(2017年6月30日現在)	(2018年6月30日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 239,869千円 時の経過による調整額 3,597千円 期末残高 243,467千円 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 243,467千円 時の経過による調整額 3,597千円 期末残高 247,065千円

[セグメント情報等]

	[- 2 2 2 1 113112 3]		
前事業年度		当事業年度	
	(2017年6月30日現在)	(2018年6月30日現在)	

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事 業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省 略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

日本	2,826,951千円
米国	4,214,837千円
その他	160,955千円
合計	7,202,743千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益
4,214,837千円

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1.サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事 業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省 略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

日本	6,417,378千円
米国	6,049,621千円
その他	187,978千円
合計	12,654,977千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサー	
チ・アンド・マネジメ	6,049,621千円
ント・カンパニー	

[関連当事者情報]

前事業年度(自2016年7月1日 至2017年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
						各種投資 運用サー ビスの提 供	その他営業収益 (市場調査業務、 投資運用関連業 務、マーケティン グ業務、顧客リ レーションサポー ト業務など)	4,214,837	未収入金	580,150

								有伽 訓		5(内国投資信
親会社	キャピタ ル・リサー チ・マネジ メント・カ ンパニー (以下 「CRMC社」	アメ 合 カーカー ファック カーカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所 有) 間接 100%	各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 (市場調査業務、 投資運用関連業 務、ITサービスな ど)	2,591,332	その他未金金	251,901
	という。)					各種投資 運用サー ビスの提 供	国外移転所得返還 利益	99,570	-	-
親会社	キャピタ ル・グルー プ・カンパ ニーズ・イ ンク (以下「CGC 社」とい う。)	ア カ 国 フォ ア サ エ ロ ゼル ス ス ス ス カ カ オ ア サ ル ス ブ サ ス ス	(千米ドル) 5,111	子会 社の 管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	187,426	その 他 未払 金	194,074

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1.その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
- 2.支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
- 3.共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。
- 4. 国外移転所得返還利益は、移転価格事前確認に基づく、CRMC社からの返還金であります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社の 子会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・マネ ジメント・ カンパニー	ルクセ ンブル グ大 国	(千ユーロ) 3,700	ファ ンド マネ ジ ント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	396,573	未払手数料	89,849

親会 社の 子会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・イン ク(東京)	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	808,095	その他未払金	23,013
------------	---	-----------------	--------------	------	---	-------	---------------------	---------	--------	--------

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。 取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
- 2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク(非上場会社であります。) の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー(非上場会社であります。) 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク(非上場会社であります。)

当事業年度(自2017年7月1日 至2018年6月30日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
親会	キャピタ ル・リサー チ・アン ド・マネジ メント・カ	ア ナ カ カ カ カ ル	(千米ドル) 12,500	投資運用	(被所) 間接	各種投資 運用サー ビスの提 供	その他営業収益 (市場調査業務、 投資運用関連業 務、マーケティン グ業務、顧客リ レーションサポー ト業務など)	6,049,621	未収入金	800,636
社	ンパニー (以下 「CRMC社」 という。)	ニア州 ロサン ゼルス	,	業	100%	各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 (市場調査業務、 投資運用関連業 務、ITサービスな ど)	5,123,000	その 他 未払 金	436,814
親会社	キャピタ ル・グルー プ・カンパ ニーズ・イ ンク (以下「CGC 社」とい う。)	ア カ	(千米ドル) 5,089	子会 社の 管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	184,701	その 他 未払 金	207,851

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1.その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の 利益率を加味して決定しております。
- 2.支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
- 3.共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内 容	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社の 子会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・マネ ジメント・ カンパニー	ルクセ ンブル グ大 国	(千ユーロ) 7,500	ファ ンド マネ ジメ ント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,482,355	未払手数料	273,623
親会 社の 子会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・イン ク(東京)	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	967,050	その未金	21,064

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
- 2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク(非上場会社であります。) の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー(非上場会社であります。) 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク(非上場会社であります。)

[1株当たり情報]

前事業年度	当事業年度
(自2016年7月1日 至2017年6月30日)	(自2017年7月1日 至2018年6月30日)

1株当たり純資産額35,900.31円1株当たり当期純利益金額7,259.36円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。

当期純利益409,428千円普通株主に帰属しない金額- 千円普通株式に係る当期純利益409,428千円期中平均株式数56,400株

1株当たり純資産額 43,743.26円 1株当たり当期純利益金額 7,752.94円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金 額については、潜在株式が存在しないため記載し ておりません。

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益437,265千円普通株主に帰属しない金額- 千円普通株式に係る当期純利益437,265千円期中平均株式数56,400株

(1)中間貸借対照表

当中間会計期間

(2018年12月31日現在)

	· `	:月31口現住 <i>)</i> 	金額
科目	注記	内訳	
(277 + 2 + 17)	番号	(千円)	(千円)
(資産の部)			
.流動資産			
1.現金・預金			2,890,845
2.前払費用			56,359
3.未収入金			673,554
4.未収委託者報酬			1,260,690
5.未収運用受託報酬			682,359
6.立替金			10,118
流動資産計			5,573,927
.固定資産			
1.有形固定資産			86,756
器具備品	*1	86,756	
2.無形固定資産			1,857
ソフトウェア		1,857	
3.投資その他の資産			537,154
(1)投資有価証券		367	
(2)保険積立金		11,637	
(3)長期差入保証金		275,321	
(4)繰延税金資産		249,828	
固定資産計			625,768
資産合計			6,199,696
(負債の部)			
.流動負債			
1.預り金			16,673
2.未払金			1,255,465
(1)未払手数料		753,053	
(2)その他未払金		502,412	

	1		有価証券届出書(内国投資信
3.未払費用			77,472
4.未払法人税等			95,995
5.未払消費税等	*2		33,531
6.賞与引当金			356,240
7.役員賞与引当金			1,075
流動負債計			1,836,454
.固定負債			
1.退職給付引当金			1,398,065
2.資産除去債務			248,863
固定負債計			1,646,929
負債合計			3,483,383
(純資産の部)			
.株主資本			
1.資本金			450,000
2.資本剰余金			582,736
資本準備金		582,736	
3.利益剰余金			1,683,608
その他利益剰余金		1,683,608	
繰越利益剰余金		1,683,608	
株主資本計			2,716,345
.評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			32
評価・換算差額等合計			32
純資産合計			2,716,312
負債・純資産合計			6,199,696

(2)中間損益計算書 当中間会計期間

(自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

	(20104 7/3 12	土 2010年 12万31日)	
科	目	注記	内訳	金額
17-7	Ħ	番号	(千円)	(千円)
. 営業収益				
1.委託者報酬				2,386,183
2.運用受託報酬				718,602
3.その他営業収益		*2		3,439,212
営業収益計				6,543,997
. 営業費用				
1.支払手数料		*2		4,070,855
2.広告宣伝費				48,946
3.調査費				107,154
4.営業雑経費				22,983
(1)通信費			10,124	
(2)印刷費			6,124	
(3)協会費			6,734	
営業費用計				4,249,940
.一般管理費				
1.給料				1,340,085
(1)役員報酬			30,621	
(2)給料・手当			524,370	
1		'	ı	

	1		有価証券届出書(内国投資信
(3)賞与		542,784	
(4)賞与引当金繰入額		241,233	
(5)役員賞与引当金繰入額		1,075	
2.交際費			11,715
3.寄付金			1,713
4.旅費交通費			58,827
5.租税公課			23,460
6.不動産賃借料			164,160
7.退職給付費用			137,762
8.固定資産減価償却費	*1		10,566
9.器具備品賃借料			1,892
10.消耗品費			8,488
11.事務委託費			30,700
12.採用費			7,744
13.福利厚生費			110,863
14.共通発生経費負担額	*3		95,112
15.諸経費			4,354
一般管理費計			2,007,448
営業利益			286,609
. 営業外収益			
1.受取利息及び配当金			4,402
2.雑収入			105
営業外収益計			4,508
. 営業外費用			
1.為替差損			3,372
2.固定資産除却損			45
営業外費用計			3,418
経常利益			287,699
税引前中間純利益			287,699
法人税、住民税及び事業税			74,373
法人税等調整額			35,899
中間純利益			249,225

(3)中間株主資本等変動計算書 当中間会計期間(自2018年7月1日 至2018年12月31日)

(単位:千円)

			株	主資本			評価・掺	算差額等	
		資本乗	余金	利益等	剰余金		その他	評価・	
	資本金	資本	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	有価 証券 評価	換算 差額	純資産 合計
		準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計		差額金	等合計	
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	-	-	2,467,120
当中間期									
変動額									
中間純利益				249,225	249,225	249,225			249,225

									10 () HIXE
株主資本									
以外の項									
目の当中							32	32	32
間期変動							32	32	32
額(純									
額)									
当中間期									
変動額合	-	-	-	249,225	249,225	249,225	32	32	249,192
計									
当中間期	450,000	582,736	582,736	1 602 600	1 602 600	2,716,345	32	32	2 716 212
末残高	450,000	502,730	502,730	1,683,608	1,683,608	2,710,345	32	32	2,716,312

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、器具備品2~10年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 . 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上 しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上 しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間 末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間

(2018年12月31日現在)

- *1. 有形固定資産の減価償却累計額 49,338千円
- *2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間

(自2018年7月1日 至2018年12月31日)

*1. 減価償却実施額

有形固定資產 10,034千円 無形固定資產 531千円

*2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(以下「CRMC社」という。)との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社(以下「各グループ会社」という。)との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。

当社の主要な事業は、当社が各グループ会社に対して提供している各種投資運用サービス(市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)であり、当該サービスに係る対価は、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、その他営業収益に計上しております。

当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。

*3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間

(自2018年7月1日 至2018年12月31日)

発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	56,400	•	•	56,400

[リース取引関係]

当中間会計期間 (自2018年7月1日 至2018年12月31日)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内329,780千円1年超1,264,159千円合計1,593,939千円

[金融商品関係]

当中間会計期間 (自2018年7月1日 至2018年12月31日)

1.金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期差入保証金	275,321	272,690	2,631

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2018年12月31日における上記以外のその他金融商品の中間貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を 省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬 これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えておりま す。

(2)投資有価証券

証券投資信託であります。証券投資信託の時価は、当社が算定し、公表している基準価額によって おります。

(3)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

当中間会計期間	
(2018年12月31日現在)	

(その他有価証券)

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券 (証券投資信託)	367	400	32

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間			
(自2018年7月1日	至2018年12月31日)		

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[資産除去債務関係]

当中間会計期間

(2018年12月31日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高247,065千円時の経過による調整額1,798千円当中間会計期間未残高248,863千円

[セグメント情報等]

当中間会計期間

(自2018年7月1日 至2018年12月31日)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1.サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

日本	米国	その他	合計	
3,024,850千円	3,439,212千円	79,934千円	6,543,997千円	

⁽注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	3,439,212千円

[1株当たり情報]

当中間会計期間

(自2018年7月1日 至2018年12月31日)

キャピタル・インターナショナル株式会社(E14703)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1株当たり純資産額

48,161.56円

1株当たり中間純利益金額

4,418.88円

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 249,225千円

普通株主に帰属しない金額 - 千円

普通株式に係る中間純利益 249,225千円 期中平均株式数 56,400株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もし くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関 係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)にお いて同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該 金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい ます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運 用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれの あるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。 また、訴訟はありません。

(3)事業譲渡および事業譲受

2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支 店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額: 324,279百万円(2019年3月31日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称:野村證券株式会社

資本金の額:10,000百万円(2019年5月31日現在)

事業の内容:金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額:10,000百万円(2019年3月31日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1)受託会社: 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
- (2)販売会社: 当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務 等を行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社:該当事項はありません。

(2)販売会社:該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、当ファンドの商品分類 および税区分等を記載することがあります。
- (2)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (3)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。
- (4)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純 資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (5)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合が あります。
- (6)目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。
- (7)目論見書に販売会社におけるSMAサービスの名称等を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月14日

 キャピタル・インターナショナル株式会社

 取 締 役 会 御中

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐	藤		誠	印
未 /b +N 1」 f1						
指定有限責任社員業務執行社員	公認会計士	水	野	龍	也	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員

公認会計士 中島紀子 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドNFの平成30年4月13日から平成30年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドNFの平成30年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員

公認会計士 中島紀子 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の平成30年8月21日から平成30年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の平成30年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年3月18日

 キャピタル・インターナショナル株式会社

 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人	-	_	マ	ツ	
----------	---	---	---	---	--

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐	藤		誠	印
未 /b +N 1」 f1						
指定有限責任社員業務執行社員	公認会計士	水	野	龍	也	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第35期事業年度の中間会計期間(2018年7月1日から2018年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務 諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認 められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間 財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうよう な重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策 定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監查意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年7月1日から2018年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

- 1.上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年7月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員

公認会計士 中島紀子 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドNFの2018年12月7日から2019年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドNFの2019年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2018年12月7日から2019年6月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年7月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 中島紀子 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の2018年12月7日から2019年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドNF(限定為替ヘッジ)の2019年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2018年12月7日から2019年6月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。